名古屋城植栽管理計画

令和７年３月

名古屋市

目次

**第１章　計画策定の経緯と目的 ＿＿＿

第４章　植栽管理の現状と課題 32

第１節　管理内容 32
第２節　管理体制 34
第３節　植栽及び植栽管理の課題 34
第１項　現状の管理内容を踏まえた植栽の課題 34
第２項　地区別の植栽管理の課題 35
第３項　継続的な植栽管理の課題 36
第４項　植栽管理体制の課題 36

第５章　植栽管理の基本方針 37

第６章　植栽管理方法 38

第１節　計画範囲 38
第２節　各地区共通の取り組み 39
第１項　伐採・根系処理・剪定・補植の基本的な考え方 39
第２項　文化財に近接・傾倒している樹木の管理 39
第３項　来場者への安全性が懸念される樹木の管理 40
第４項　外来種の管理 41
第５項　実生で増加していると考えられる樹木の管理 41
第６項　市民に親しまれている樹木の管理 42
第７項　歴史的建造物等の風致を阻害する樹木の管理 42
第８項　寄付樹木の管理 42
第９項　「生きている文化財　なごやの名木」に記載された樹木の管理 42
第１０項　金城温古録の記録の活用方法 43
第１１項　来場者への配慮 43
第３節　地区別計画 44
第１項　本丸地区 44
第２項　二之丸（北）地区 45
第３項　二之丸（南）地区 46
第４項　西之丸地区 47
第５項　御深井丸地区 48
第６項　外堀（空堀）地区 49
第７項　外堀（水堀）地区 50
第８項　天王坊地区 51

第４節　文化財保護法に基づく現状変更等の取扱い……52
第１項　現状変更等の取扱方針……52
第２項　現状変更等の取扱基準……52
第５節　都市計画法に基づく規制等の取扱い……55
第１項　風致地区の取扱い……55
第６節　都市緑地法に基づく規制等の取扱い……56
第１項　特別緑地保全地区の取扱い……56

第７章　植栽管理の進め方と体制……58

第１節　植栽管理の進め方……58
第１項　日常管理……58
第２項　特別管理……58
第３項　日常管理と特別管理の関係と進め方……59
第２節　植栽管理の体制……61
第３節　特別管理の実施スケジュール……63

第８章　名古屋城総合事務所以外の管理区分……64

第１章　計画策定の経緯と目的

第１節　計画策定の経緯

名古屋城は、尾張徳川家の居城として 1610 年に築城が開始された。元和時代(1615～1620)に二之丸御殿と二之丸御庭が造営され、本丸御殿からそこに藩主の住まい兼政庁が移された。造営当初の御庭は儒教の影響を反映した唐風庭園だったが、19 世紀前半に 10 代藩主斉朝によって和風回遊式庭園に改造された。

明治維新後、いわゆる廃城令によって全国の城が取り壊されるなか、名古屋城は破却を逃れ陸軍省の所管となった。のちに本丸、西之丸や御深井丸は宮内省の所管に変わり改変を受けた後、名古屋市に下賜され、1931 年に公園として市民に開放された。

1932 年には、そこに水堀や二之丸空堀などを加えた範囲が史跡指定を受けた。太平洋戦争の空襲で多くの建造物が焼失するも、代表的な近世城郭として 1952 年に特別史跡に指定された。

一方、二之丸は御殿が取り払われ陸軍の施設が整備された。終戦後、文化庁により二之丸庭園北庭の一部は名勝指定された。名古屋市は整備を行い 1967 年に「名勝二之丸庭園」として公開した。さらに発掘調査で現れた南池などの遺構を中心に整備を進め、「二之丸東庭園」として開園させた。2018 年には残りの庭園の区域が名勝指定された。

植物については、築城以前から存在するという国指定天然記念物「名古屋城のカヤ」のほか、築城時から現在に至るまで多くの樹木が植栽され、城内の四季それぞれの風景に潤いを与えている。春の桜や秋のモミジは特徴的な景観を形成しており、とくに桜は市内有数の名所として、市民や観光客に愛されている。しかし、城内外の植栽は、十分な管理が行き届いておらず、老木化や巨大化等が進行している。

2018 年に策定された「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」（以下「保存活用計画」という）では、植栽について「城跡としての風致を維持するため城跡全体の植栽管理方針を定める必要がある」との方向性が示された。

以上の経緯から、保存活用計画の記載に沿い、植栽管理計画を策定することとなった。

第２節　計画の目的

保存活用計画では、植栽に関する保存の方向性として、城跡としての風致を維持・向上させる植栽管理を行うと示されている。

現状として、城内外の植栽の中には、十分な管理が行き届いていないものもあり、老木化、巨大化し、実生木の繁茂が進行している。それらは今後、園路の根上がりまたは落枝などによる来場者への安全性や石垣などの遺構の保存に影響を及ぼす恐れ、城郭としての歴史的景観を阻害する等の問題を生じさせる可能性がある。

保存活用計画の植栽に関する記載を踏まえ、令和 4 年度に城内の植栽現況調査を行った。本計画は、令和 4 年度の調査結果に基づいて、名古屋城の植栽に関する課題を抽出し、それらの課題解決に向けた方針を示して取り組むことにより、特別史跡名古屋城跡としての魅力を高め、その価値を将来にわたって確実に継承するための計画的な植栽管理を行うことを目的とする。

第３節　関連計画との関係

本計画は、名古屋市基本構想、名古屋市総合計画 2023（※）、名古屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略を上位計画とした、特別史跡名古屋城跡保存活用計画の関連計画となる。

名古屋城の植栽に関する計画は、本計画の他に、名古屋城二之丸庭園の保存・整備・活用等の基本方針を示した「名勝名古屋城二之丸庭園保存管理計画書」、名古屋城二之丸庭園全域の整備基本計画を示した「名勝名古屋城二之丸庭園整備計画書」、天然記念物「カヤ」の生育状況の調査結果の分析等から改善策を示した「名古屋城天然記念物『カヤ』調査報告及び保存計画」が存在する。

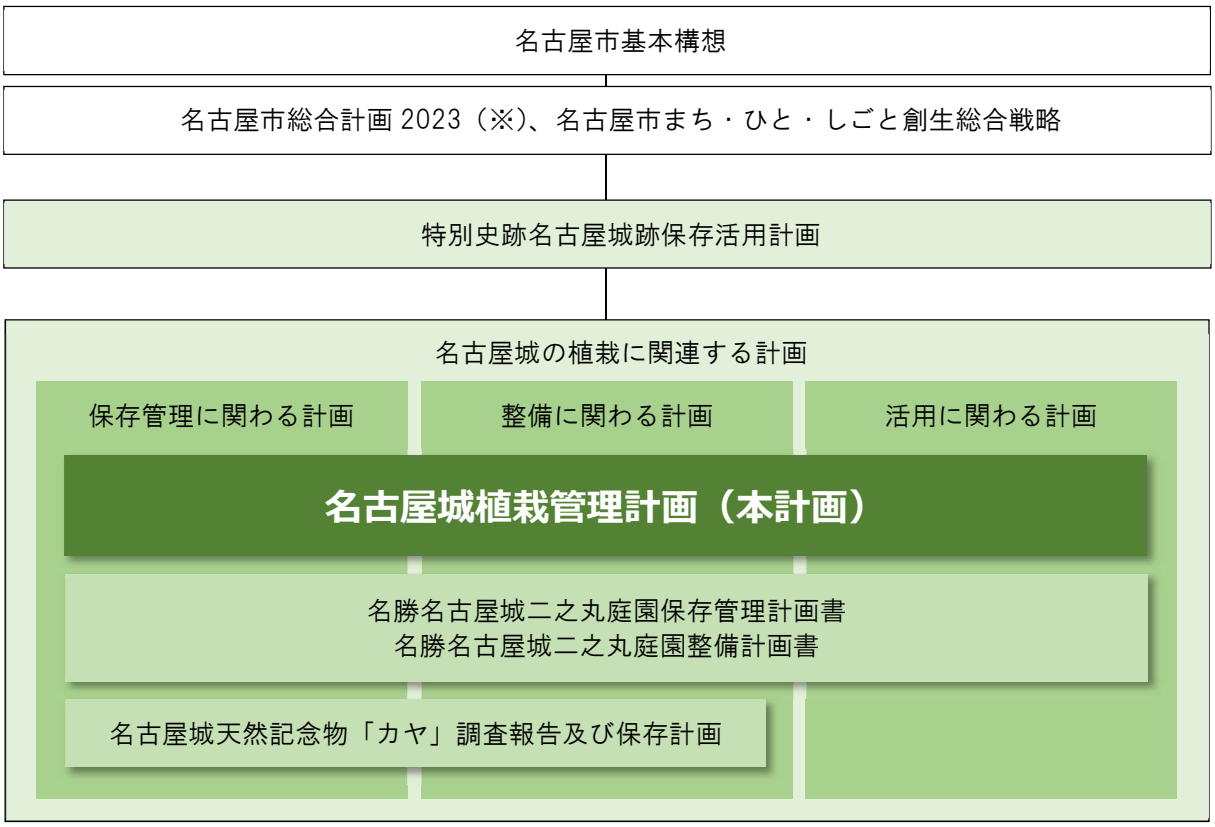

図 1-3-1　名古屋城植栽管理計画の位置付け

※2024(令和 6)年 10 月に名古屋市総合計画 2028 を策定

第２章　植栽管理の理念

保存活用計画で定めている特別史跡名古屋城跡の目標と基本方針に基づき、植栽管理の理念を以下に定める。

特別史跡名古屋城跡の目標

近世城郭の姿を現代に伝える特別史跡名古屋城跡の
価値の確実な継承と魅力の最大限の向上により、
世界に誇れる日本一の近世城郭を目指す

基本方針	
保存	名古屋城の歴史的価値を後世へ確実に継承していくため、特別史跡全体の保存管理を厳格に行う。
活用	往時の姿と歴史的価値を正確にわかりやすく伝えるとともに、名古屋城の魅力を向上させる。
整備	本質的価値を構成する遺構等の保存に影響を及ぼさないことを大前提とし、保存のための整備・活用のための整備を計画的に行う。
調査研究	調査研究成果に基づいた特別史跡名古屋城跡の適切な保存・活用のため、名古屋城の歴史や構造等の継続的な調査研究を行う。
運営体制	特別史跡名古屋城跡の保存・活用を推進するため、調査研究体制を強化するとともに多様な主体と連携した効率的で効果的な運営・体制の構築を目指す。

※「調査研究」は本計画に直接関連しない項目。

植栽管理の理念

特別史跡に相応しい風致に維持・向上させ、
誰もが集いたくなる名古屋城を将来にわたって実現する

・特別史跡として、文化財の保護を念頭に置いた植栽管理を行う。
・来場者の安全性を確保した植栽管理を行う。
・名古屋城内外からの歴史的建造物等への見通しを考慮し、景観の維持向上を目指した植栽管理を行う。
・市民や来場者に親しまれている植栽により、名古屋城の活用を踏まえた植栽管理を行う。

第３章　植栽の現況

第１節　名古屋城の植栽の現況

第１項　既存樹木の本数及び樹種

2022（令和 4）年度には、2009（平成 21）年度調査（以下、前回調査という。）の全植栽の樹木台帳（位置図及び一覧）の更新を行った。その結果、確認された名古屋城内（調査範囲は図 3-1-1 に示した通り）の植栽の数量は表 3-1-1 の通りである。

名古屋城内には 3,301 本の高木が存在しており、特にサクラ類、クロマツの本数がそれぞれ 700 本以上ある。

表 3-1-1　名古屋城植栽の現況（全体）

種別	高木		中木		低木（玉物）		低木（寄植え）		低木（生垣）	
単位／エリア	（本）		（本）		（株）		（m^2）		（m）	
全体	3,301		1,185		988		4,108		2,292	
樹種別本数の多いもの：1～10 位										
1 位	サクラ類	783	キンモクセイ	232	ツツジ類	454	ツツジ類	1,287	ツバキ類	457.6
2 位	クロマツ	702	ツバキ類	154	サツキ	265	サツキ	687	カラタチ	359.4
3 位	モミジ類	158	サザンカ	102	ツゲ	105	タケ	600	キャラボク	347.5
4 位	クスノキ	137	ハマヒサカキ	84	サザンカ	29	アベリア	211	サザンカ	332.3
5 位	ムクノキ	134	ウメ	71	ツバキ類	15	アジサイ	139	ツゲ	140.6
6 位	エノキ	126	アセビ	36	ナワシログミ	10	ツゲ	113	混植	114.3
7 位	ツバキ類	108	アオキ	29	―	―	キャラボク	109	マサキ	97.3
8 位	ネズミモチ	96	ヒサカキ	25	―	―	ツバキ類	102	ツツジ類	73.7
9 位	クロガネモチ	89	サクラ類	21	―	―	アオキ	92	ウバメガシ	64.5
10 位	アラカシ	89	シュロ	21	―	―	ユキヤナギ	90	アオキ	63.2
その他落葉樹		265		150		41		139		82.1
その他常緑樹		614		252		69		539		159.4

注）高木：樹木特性として高木に区分される種の樹高 3m 以上の個体
　　中木：樹木特性として高木に区分される種の樹高 3m 未満及び、樹木特性として中木に区分される樹木
　　低木：植栽の状況から、玉物、寄植え、生垣に区分

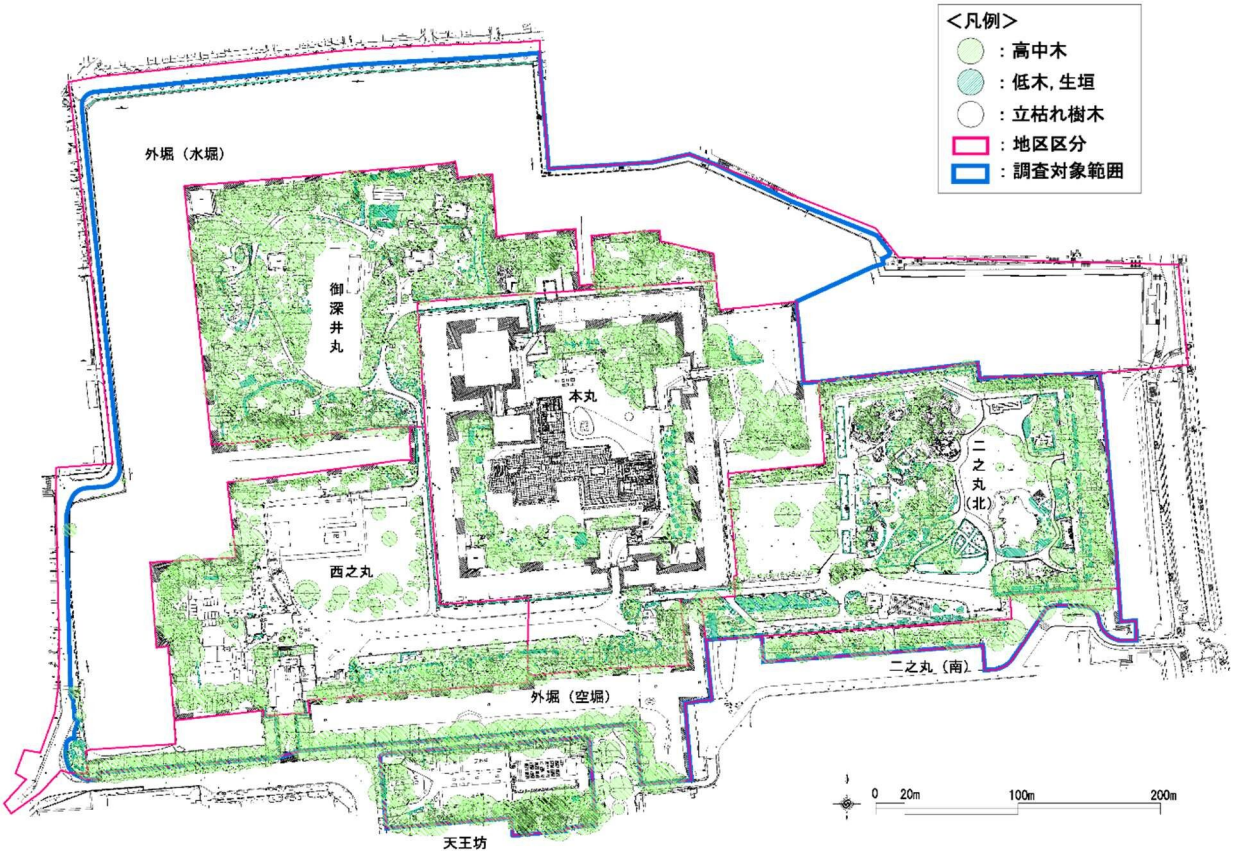

図 3-1-1　名古屋城植栽の分布

これら植栽のうち、高木の胸高直径階分布を図 3-1-2 に示した。下図は高木の本数の多い樹種順に 1 位から 10 位及びその他落葉樹、その他常緑樹の分布を示したものである。

高木の胸高直径階分布で最も本数が多いのは、20～25 ㎝の直径階であり、その内訳としては、サクラ類、クロマツ、その他常緑樹の割合が多い。

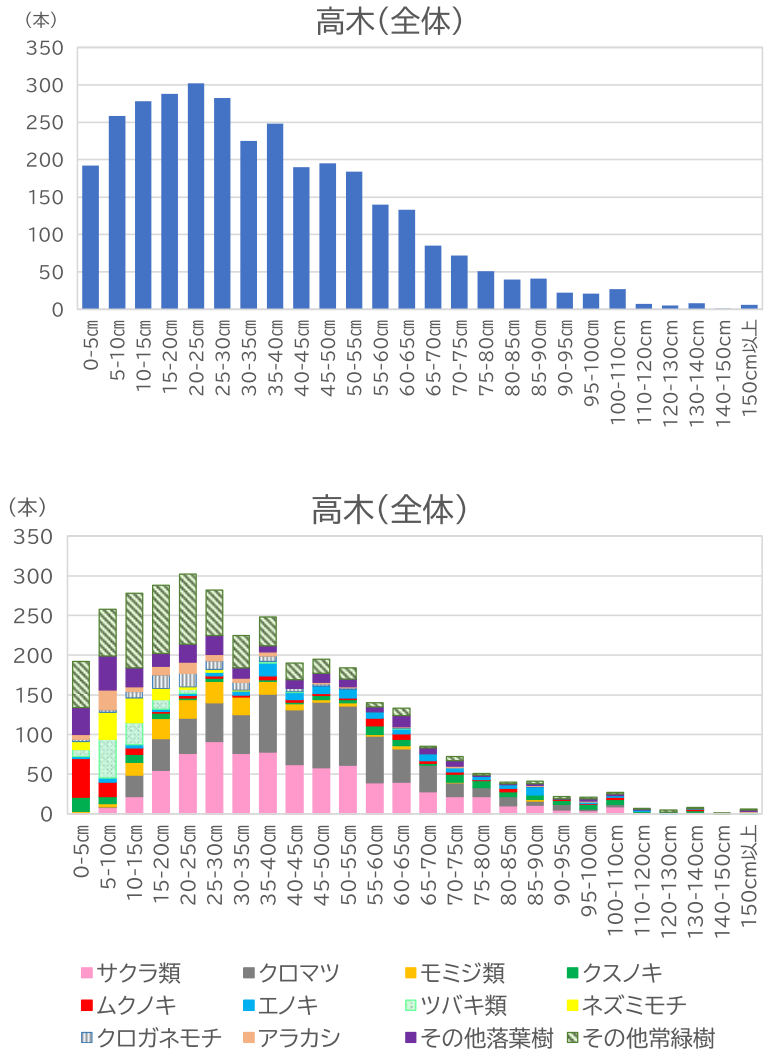

※注：直径階区分は 0 ㎝以上、5 ㎝未満（以下、同様）の区分で示している。100 ㎝までは 5 ㎝間隔で、100 ㎝以上は 10 ㎝間隔で示している。

図 3-1-2　高木の胸高直径階分布（全体）

名古屋城内の樹木の樹高階区分を図 3-1-3 に示した。高木、中木は本数の多い樹種順に 1 位から 10 位及びその他落葉樹、その他常緑樹の分布を示したものである。

高木は 15m 以上の樹木本数が多くなっており、その多くはクロマツが占めている。また城内に多いサクラ類は樹高 8～9mのものが多い。

中木も樹高３m以上の樹木が多くなっており、３m以上の樹木で目立つのは、キンモクセイ、ハマヒサカキ、ウメ等である。

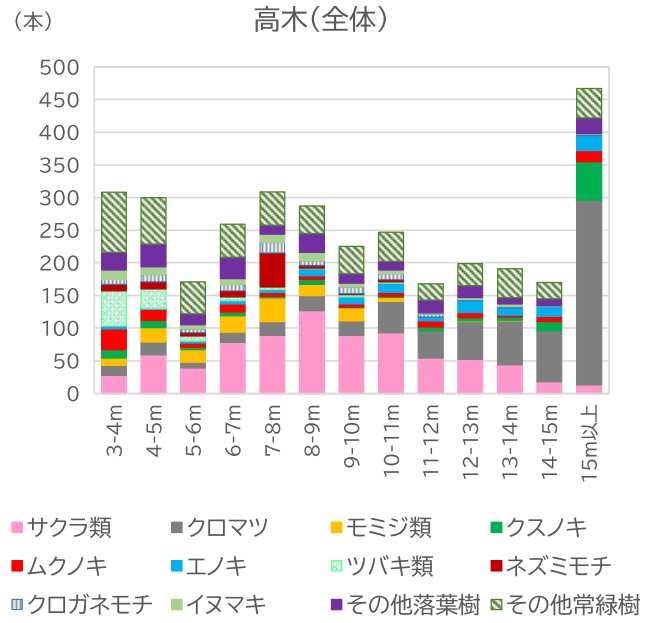

※高木は 3m 以上を対象としている。

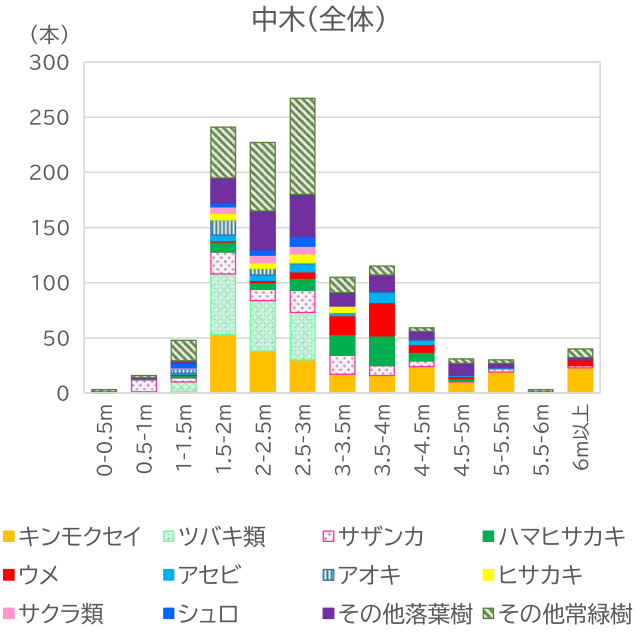

図 3-1-3　名古屋城の樹木の高さ（高木・中木）

低木については、玉物は株数の多いもの、寄植えは面積の広いもの、生垣は延長が長いものの上位、その他落葉樹及びその他常緑樹の分布を示している。

玉物、寄植えはともに、１～1.5m の高さのものが多く、生垣は 0.5～1.5mの高さのものがほとんどであり、全体に樹木の高さが高い植栽となっている。

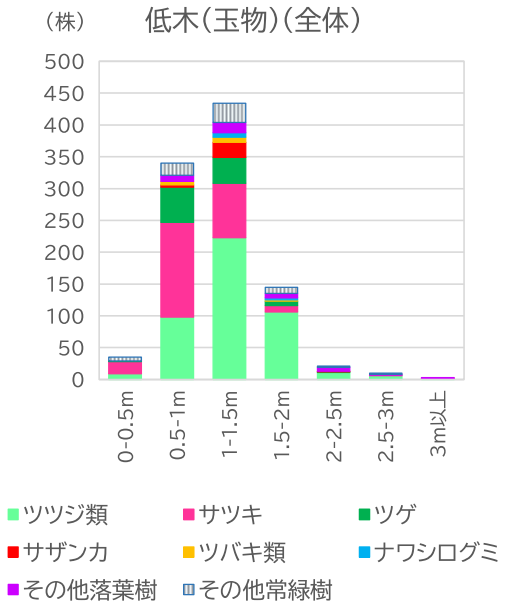

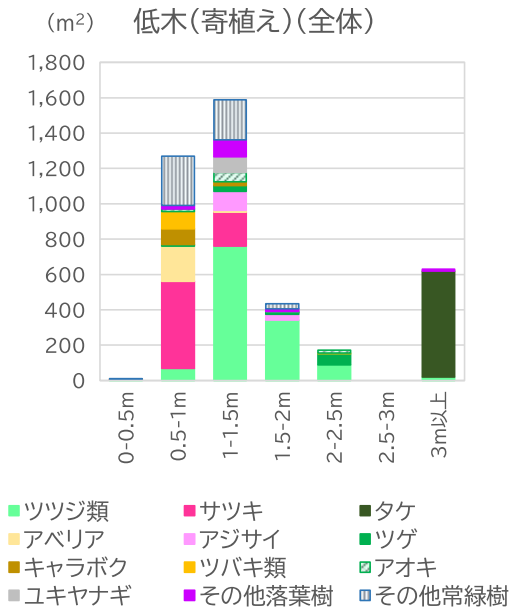

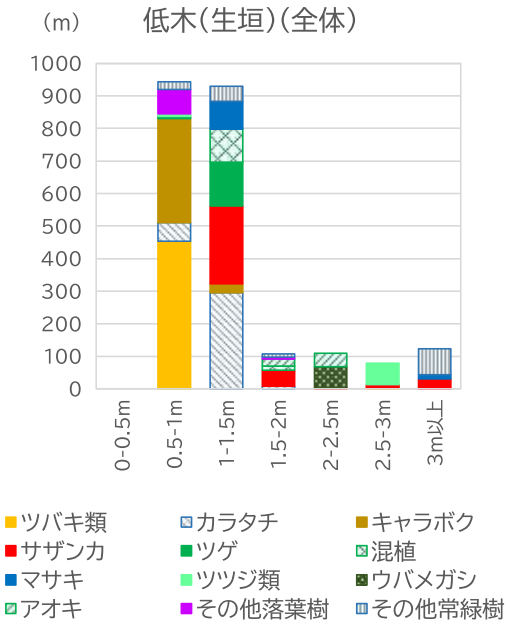

※注：樹高階区分は 0m 以上、0.5m 未満（以下、同様）の区分で示している。

図 3-1-4　名古屋城の樹木の高さ（低木）

第 2 項　地区別の高木の現況

地区別の高木の胸高直径階区分を以下の図 3-1-5 に示した。本丸地区には胸高直径の大きなクロマツの割合が多く、二之丸（北）地区は胸高直径 15～25 ㎝の比較的直径の小さな樹木の割合が多い。城内の各地区はクロマツ、サクラ類、モミジ類といった樹種が多いが、二之丸（南）地区や天王坊地区は樹種構成が異なり、それぞれクロガネモチやツバキ類の本数が多かった。

なお、地区区分は保存活用計画に示された地区区分に天王坊地区を加えたものである。

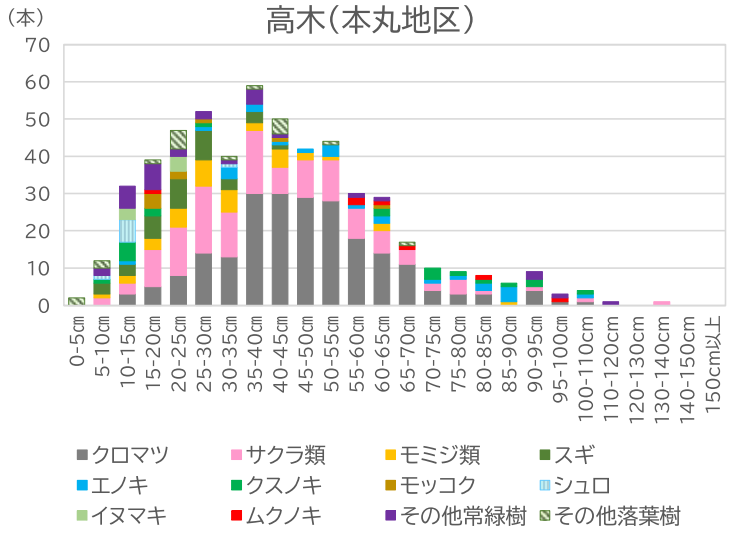

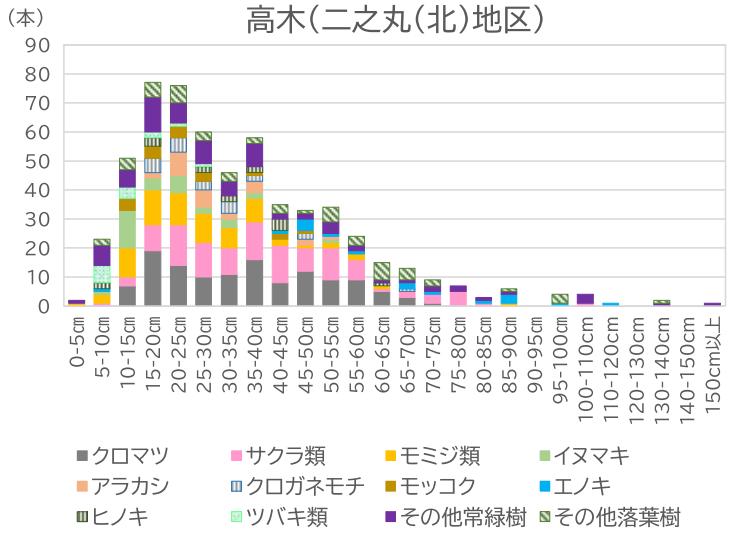

※注：直径階区分は 0 ㎝以上、5 ㎝未満（以下、同様）の区分で示している。100 ㎝までは 5 ㎝間隔で、100 ㎝以上は 10 ㎝間隔で示している。

図 3-1-5　高木の胸高直径階分布　（1/3）

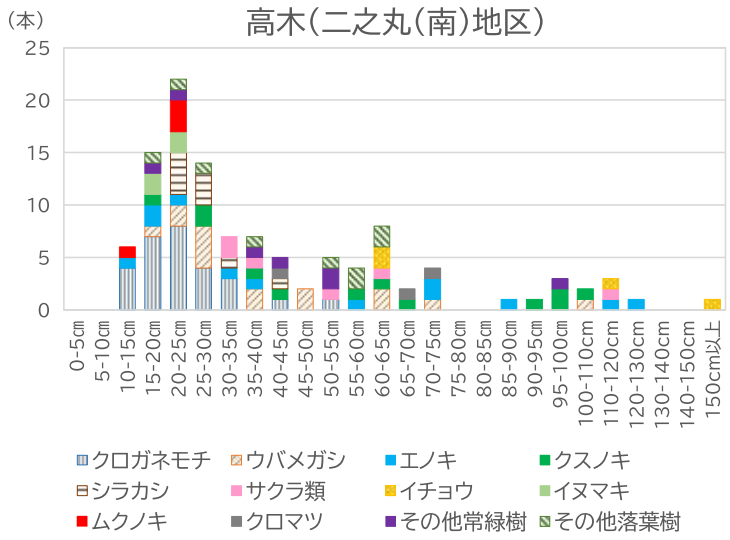

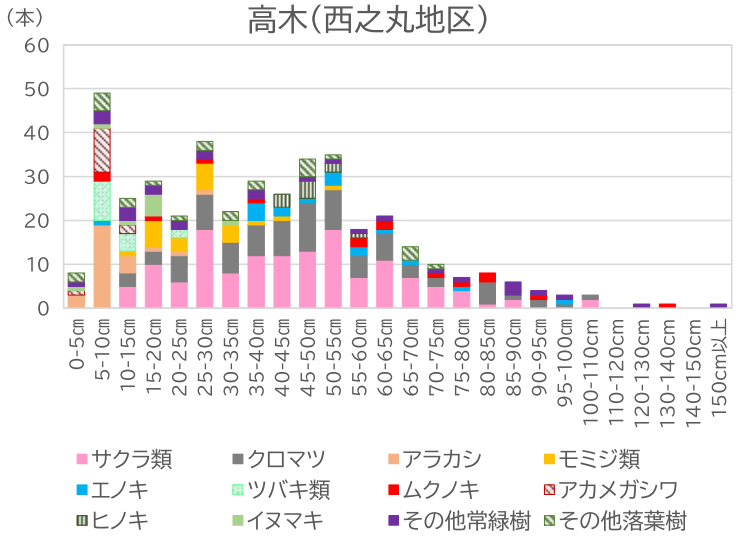

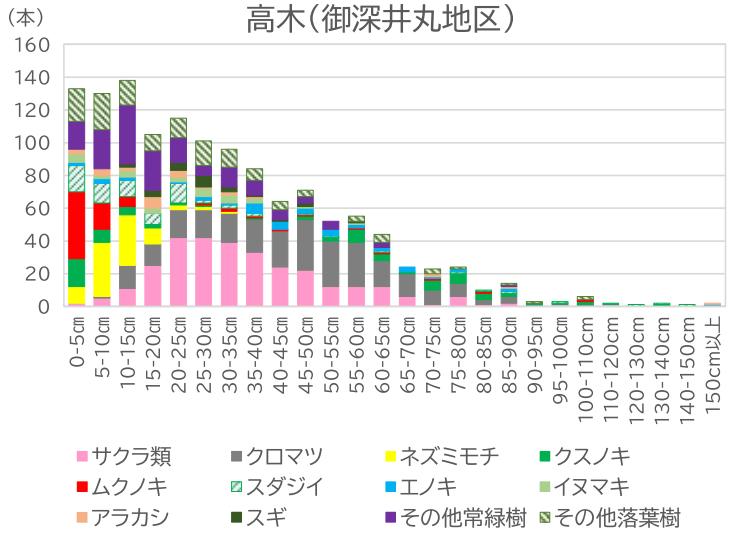

※注:直径階区分は 0 ㎝以上、5 ㎝未満(以下、同様)の区分で示している。100 ㎝までは 5 ㎝間隔で、100 ㎝以上は 10 ㎝間隔で示している。

図 3-1-5　高木の胸高直径階分布　(2/3)

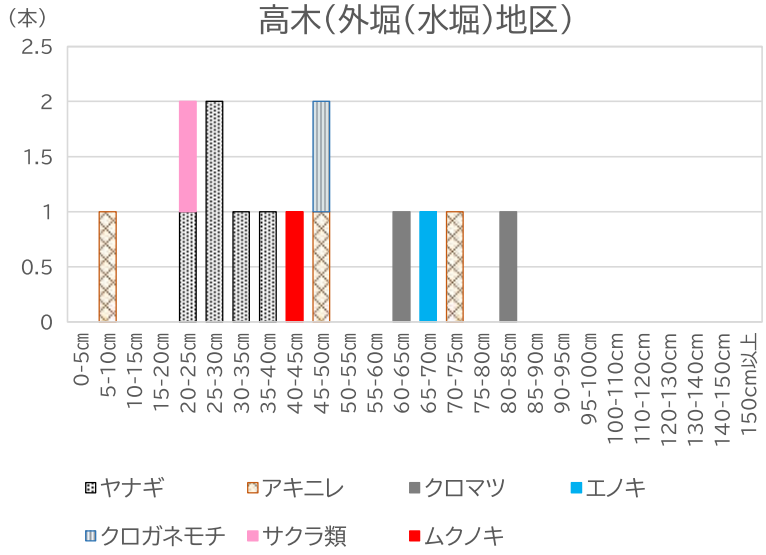

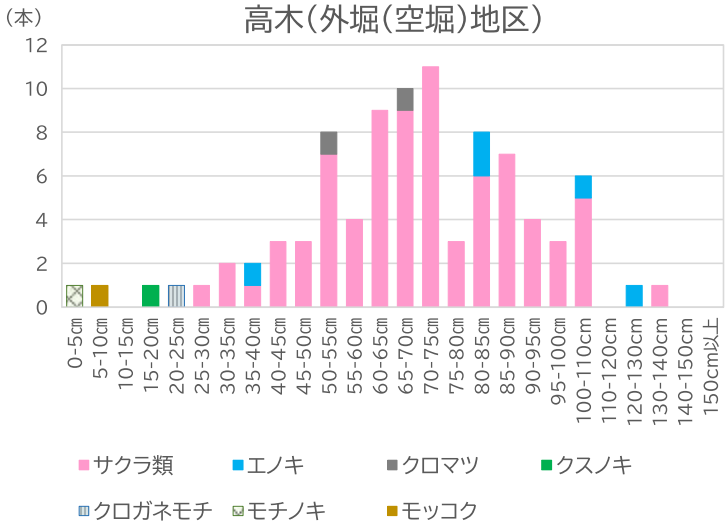

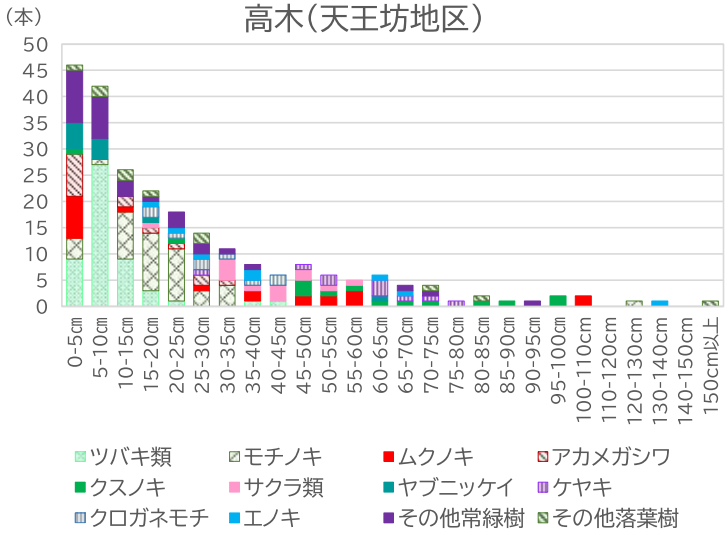

※注:直径階区分は 0 ㎝以上、5 ㎝未満(以下、同様)の区分で示している。100 ㎝までは 5 ㎝間隔で、100 ㎝以上は 10 ㎝間隔で示している。

図 3-1-5　高木の胸高直径階分布　(3/3)

第２節　文化財に近接している樹木

第１項　調査対象の文化財

本調査で対象とした文化財（地下遺構は除く）は以下の表 3-2-1 に示したとおりである。天王坊地区には対象となる文化財が存在しないため、調査対象としていない。

なお、調査対象の樹木はこれら文化財において、近接している樹木として、文化財の端部から幹中心までの距離がおよそ 3mを目安とした範囲にあり、近接している樹木（高木）とした。例えば、石垣上部は天端前面端部から幹中心までの距離が約 3m の樹木、石垣下部は根石前面端部から幹中心までの距離が約 3m の樹木が対象である。

表 3-2-1　調査対象となる文化財の一覧

地区区分	Ⅰ本質的価値を構成する諸要素	Ⅱ本質的価値の理解を促進する諸要素	Ⅲ歴史的経緯を示す諸要素
本丸	石垣、東南隅櫓、西南隅櫓、 本丸表二之門、 旧二之丸東二之門、井戸	本丸御殿、不明門、天守閣	石垣（近代）
二之丸(北)	石垣、南蛮練塀、井戸	―	―
二之丸(南)	石垣	―	―
西之丸	石垣	正門（榎多門）	―
御深井丸	石垣、西北隅櫓、井戸 天守礎石	―	乃木倉庫
外堀(空堀)	石垣	―	―
外堀(水堀)	石垣	―	―

第２項　枯損している樹木

近接している樹木のうち、枯損している樹木は、将来的に倒木等により文化財に影響を及ぼす可能性が考えられることから、これらの樹木の把握を行った。

その結果は表 3-2-2 に示したとおり、該当する樹木は合計で 397 本が確認された。特に石垣の近くで枯損している樹木が多かった。

地区別にみると、該当樹木が多い地区は、西之丸、御深井丸、二之丸（北）、本丸、外堀（空堀）、外堀（水堀）、二之丸（南）地区の順であった。

第３項　文化財上部に傾倒している･枝が覆いかぶさっている樹木

近接している樹木のうち、文化財の上部に傾倒している、もしくは枝が覆いかぶさっている樹木は成長に従い、あるいは強風等の災害に伴い、文化財に影響を及ぼす恐れがあることから、これらの条件に該当する樹木の把握を行った。

その結果は表 3-2-2 に示したとおり、該当する樹木は合計で 485 本が確認された。特に石垣への影響が懸念される樹木が多かった。地区別にみると、該当樹木が多い地区は、御深井丸、本丸、二之丸（北）、西之丸、外堀（水堀）、外堀（空堀）及び二之丸（南）地区の順であった。

表 3-2-2　文化財に近接している樹木のうち、影響を及ぼす恐れのある樹木

地区区分	構成要素	枯損している樹木（本）	文化財上部に傾倒しているもしくは枝が覆いかぶさっている樹木（本）
本丸地区	石垣	62	134
	東南隅櫓	（該当なし）	（該当なし）
	西南隅櫓	1	0
	本丸表二之門	（該当なし）	（該当なし）
	旧二之丸東二之門	（該当なし）	（該当なし）
	井戸	0	2
	本丸御殿	（該当なし）	（該当なし）
	不明門	（該当なし）	（該当なし）
	天守閣	（該当なし）	（該当なし）
	計	63	136
二之丸（北）地区	石垣	56	55
	南蛮練塀	10	7
	井戸	12	0
	計	78	62
二之丸（南）地区	石垣	1	3
	計	1	3
西之丸地区	石垣	129	38
	正門（榎多門）	3	1
	計	132	39
御深井丸地区	石垣	80	223
	西北隅櫓	（該当なし）	（該当なし）
	井戸	0	2
	天守礎石	21	10
	乃木倉庫	2	3
	計	103	238
外堀（空堀）地区	石垣	17	3
	計	17	3
外堀（水堀）地区	石垣	3	4
	計	3	4
合計（重複あり）		397	485



写真 3-2-1　【西之丸】南側土塁の状況



写真 3-2-2　【外堀（空堀）】二之丸大手門付近の状況

これら、①枯損している樹木、②文化財上部に傾倒しているもしくは枝が覆いかぶさっている樹木を、文化財へ影響を及ぼす可能性がある樹木として、その位置を図 3-2-1 に示した。

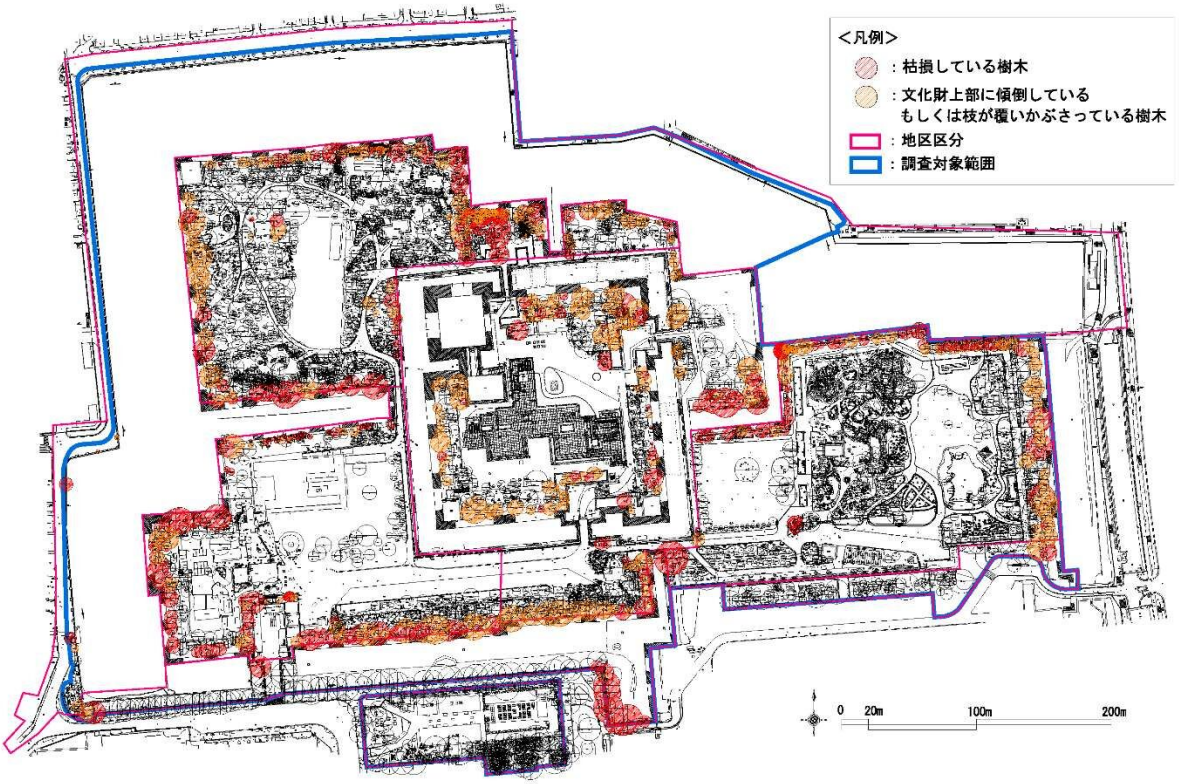

図 3-2-1　文化財へ影響を及ぼす可能性がある樹木

これら文化財へ影響を及ぼす可能性がある樹木の樹種を図 3-2-2 に示した。①枯損している樹木では、サクラ類やクロマツ、アラカシ、エノキなどが多かった。②文化財上部に傾倒しているもしくは枝が覆いかぶさっている樹木では、クロマツ、ネズミモチ、サクラ類、エノキなどが多かった。

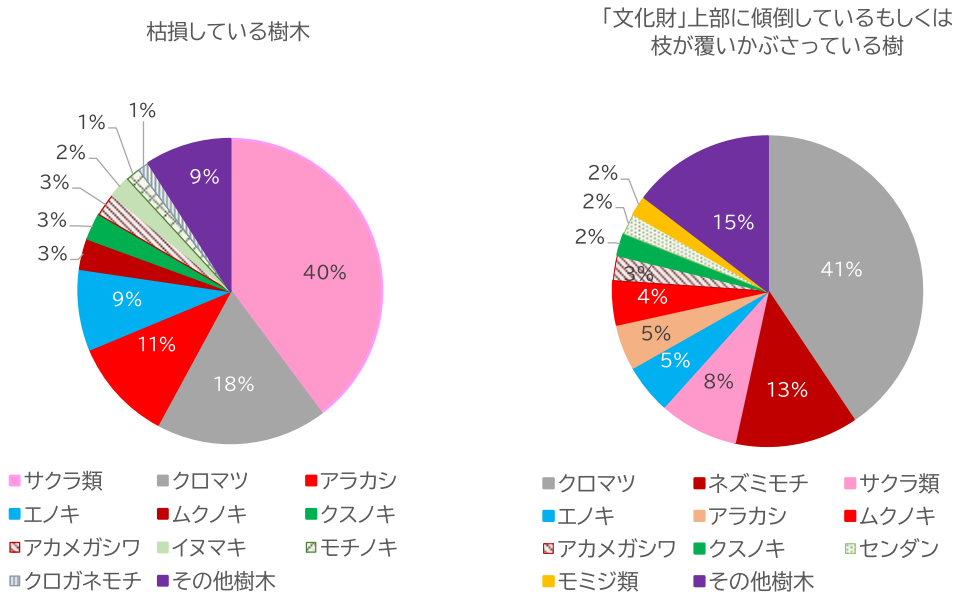

図 3-2-2　文化財へ影響を及ぼす可能性がある樹木の樹種構成

第３節　来場者への安全性が懸念される樹木

第１項　枯損木･半枯れ木

来場者への安全性の確保と景観の向上の観点から、枯損木・半枯れ木を把握した。

高木、中木については、立枯れ状の樹木及び主要な園路沿いの腐朽やキノコの発生がみられる樹木を対象とした。また、低木については、植栽の抜け及び枯れの状態が目立つもの（おおよそ植栽の 20%以上）について、調査を行った。

その結果、高木及び中木の枯損木･半枯れ木は 599 本確認され、地区別では本数の多い順に、二之丸（北）地区、御深井丸地区で 100 本以上、本丸地区、外堀（空堀）地区、西之丸地区では 50 本以上が確認された。低木では、玉物、寄植えでは二之丸（北）地区で、生垣は本丸地区で植栽の抜け及び枯れが目立っていた。

表 3-3-1　枯損木・半枯れ木の数量

地区名	高木・中木（本数）	低木		
		玉物（株）	寄植え（m²）	生垣（m）
本丸地区	81	2	1.6	269.1
二之丸（北）地区	176	10	349.1	44.2
二之丸（南）地区	12	0	0.0	0.0
西之丸地区	67	5	0.0	105.0
御深井丸地区	157	3	5.3	152.2
外堀（水堀）地区	4	0	0.0	0.0
外堀（空堀）地区	75	0	0.0	0.0
天王坊	27	0	0.0	0.0
合計	599	20	356.0	570.5

高木、中木の枯損木･半枯れ木の樹種構成をみると、約 40%はサクラ類であり、次いでクロマツが 18%、アラカシが 11%、エノキが９%を占めていた。（図 3-3-1 参照）

高木･中木の枯損木、半枯れ木の分布状況を図 3-3-2 に示した。

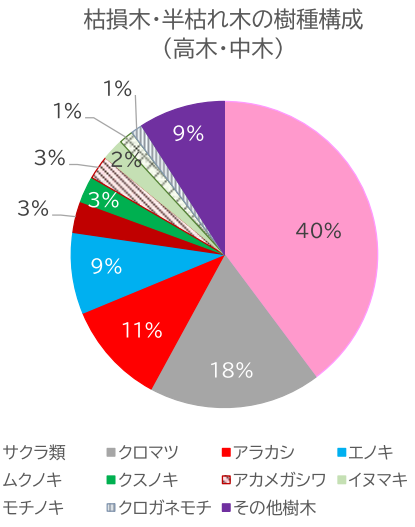

図 3-3-1　枯損木・半枯れ木の樹種構成（高木・中木）

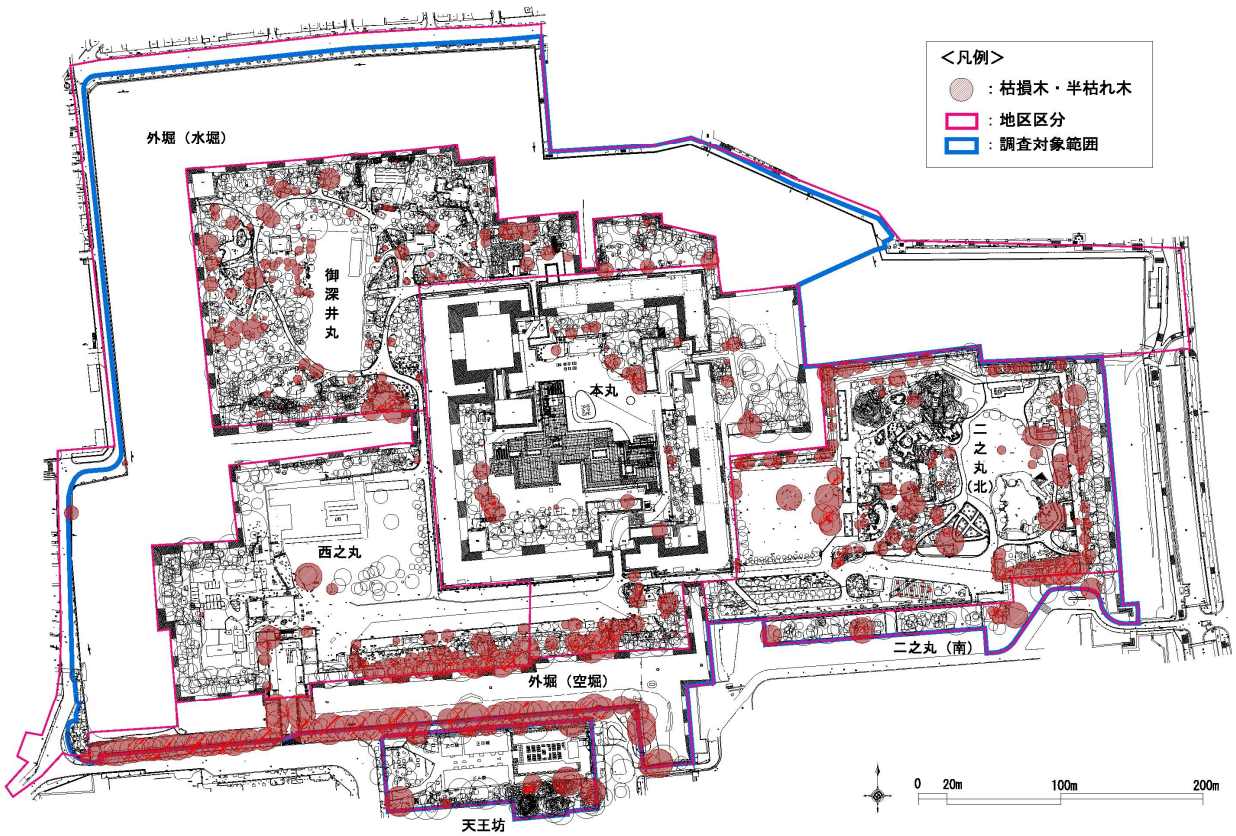

図 3-3-2　枯損木・半枯れ木の分布（高木・中木）



写真 3-3-1　【御深井丸】枯損木・半枯れ木
枯死木



写真 3-3-2　【外堀（空堀）】枯損木・半枯れ木
幹の腐朽

低木の枯損木・半枯れ木の樹種構成をみると、玉物の場合はツゲが 65%であり、次いでサツキが 20%である。寄植えの場合はサツキが 92%である。生垣はその 57%がキャラボク、次いで 19%がツゲであった。また、生垣は混植の割合も多く、混植は様々な種類が入り混じった状態となっている。（図 3-3-3 参照）

低木の枯損木、半枯れ木の分布状況を図 3-3-4 に示した。

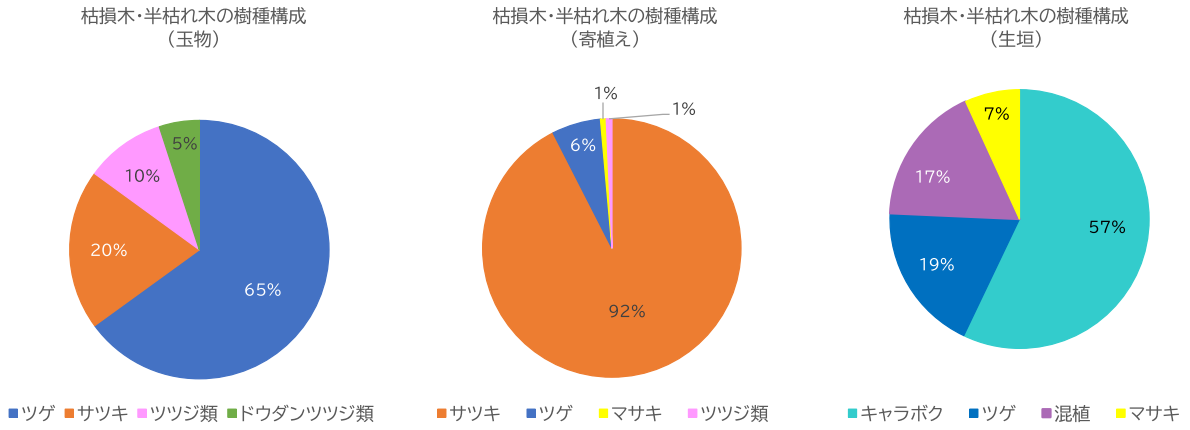

図 3-3-3　枯損木・半枯れ木の樹種構成（低木）

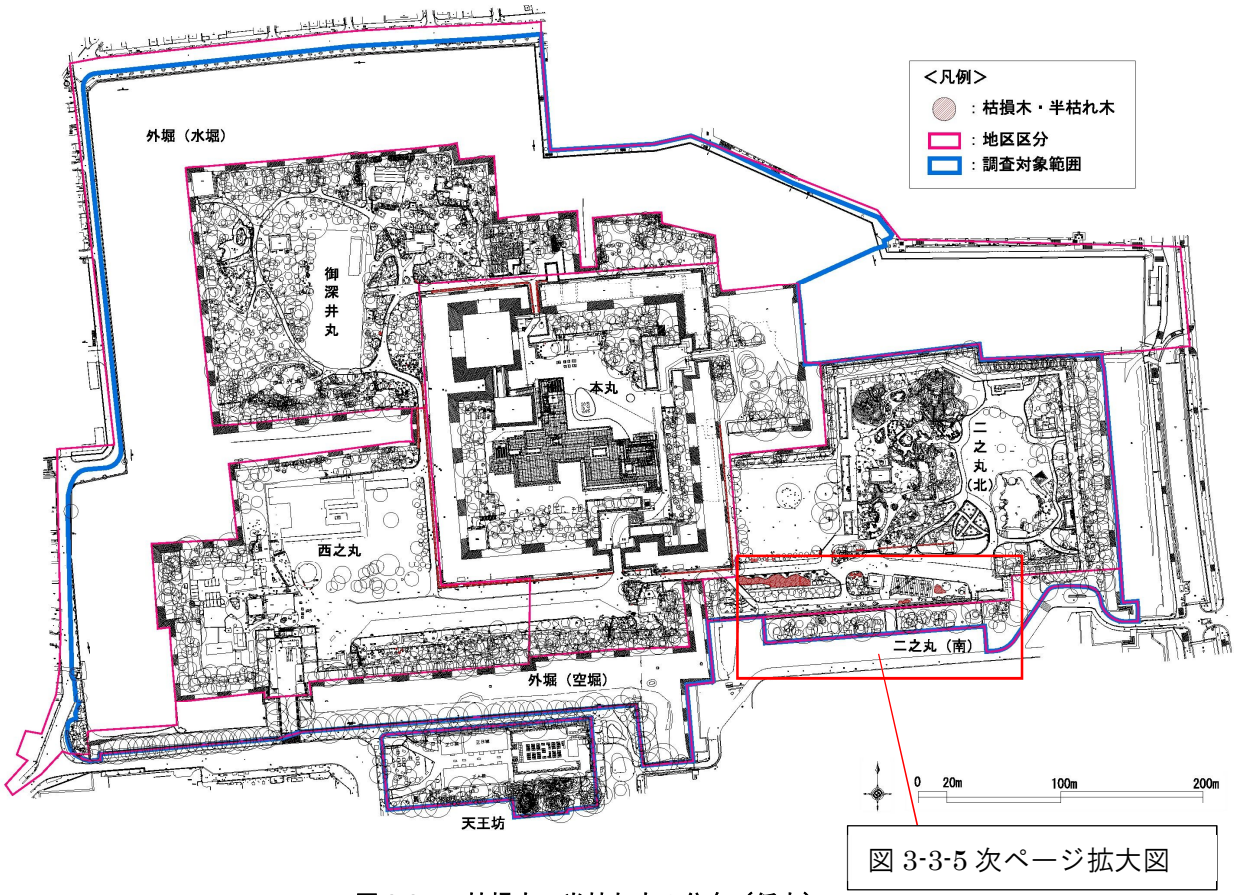

図 3-3-4　枯損木・半枯れ木の分布（低木）

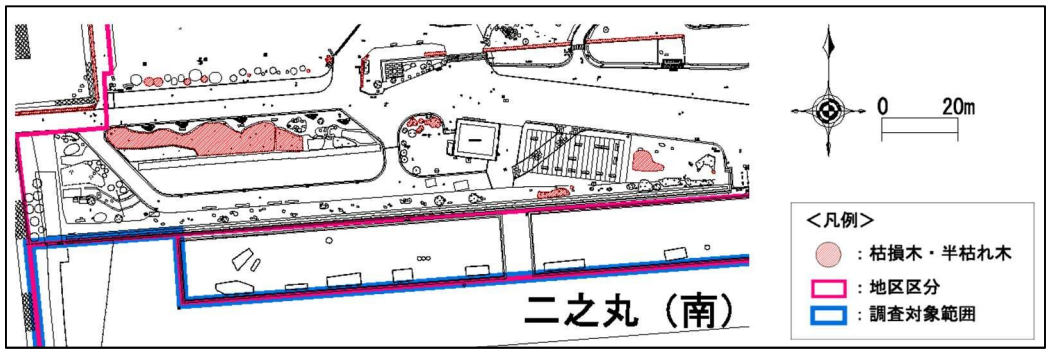

図 3-3-5　低木の枯損木・半枯れ木（拡大図）



写真 3-3-3　【二之丸（北）】枯損木・半枯れ木
（低木・寄せ植え）



写真 3-3-4　【本丸】枯損木・半枯れ木
（低木・生垣）

第２項　園路や建築物上の枯れ枝、園路の不陸を生じさせている樹木

来場者への安全性の確保の観点から、園路や建築物上に枯れ枝のある樹木、園路の不陸を生じさせている樹木について把握した。

全体としては、園路や建築物上に枯れ枝のある樹木は 118 本、園路の不陸を生じさせている樹木は 206 本が確認された。

地区別では御深井丸地区で最も多かった。園路や建築物上に枯れ枝のある樹木が、来場者の多い本丸地区で 5 本、二之丸（北）地区で 20 本、西之丸地区で 15 本確認されている。

表 3-3-2　園路や建築物上の枯れ枝、園路の不陸を生じさせている樹木

地区名	枯れた大枝が園路・建築物上にかかっている樹木	園路及び園路近傍に不陸を生じさせている樹木
本丸地区	5	6
二之丸（北）地区	20	14
二之丸（南）地区	2	0
西之丸地区	15	42
御深井丸地区	68	137
外堀（水堀）地区	1	1
外堀（空堀）地区	5	0
天王坊	2	6
合計	118	206

園路や建築物上に枯れ枝のある樹木の樹種構成をみると、サクラ類の割合が多く 59%を占めている。次いで、クロマツであり、16%を占めていた。また、園路の不陸を生じさせている樹木もサクラ類とクロマツの割合が多かった（図 3-3-6 参照）。

園路や建築物上に枯れ枝のある樹木及び、園路の不陸を生じさせている樹木の分布を図 3-3-7，8 に示した。

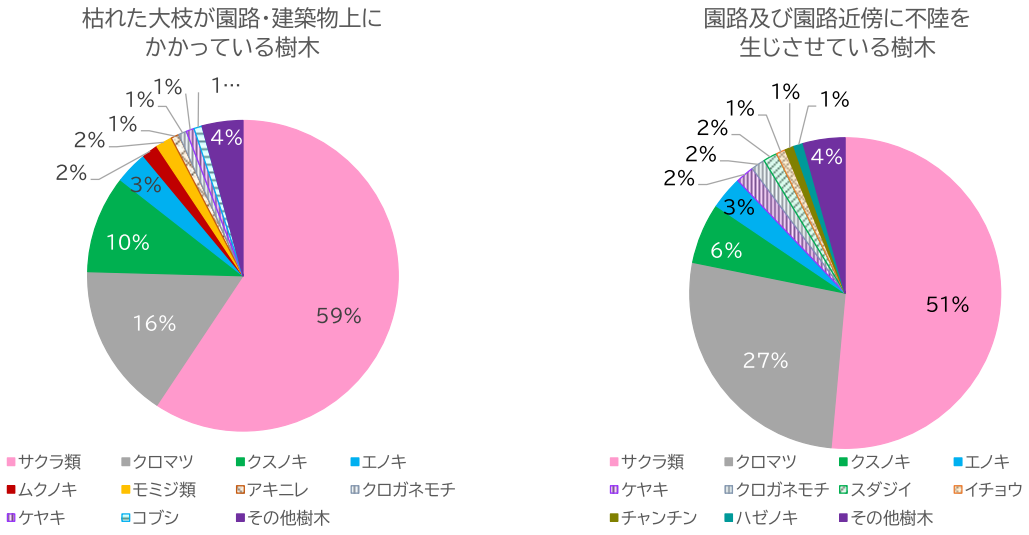

図 3-3-6　園路や建築物上の枯れ枝、園路の不陸を生じさせている樹木の樹種構成

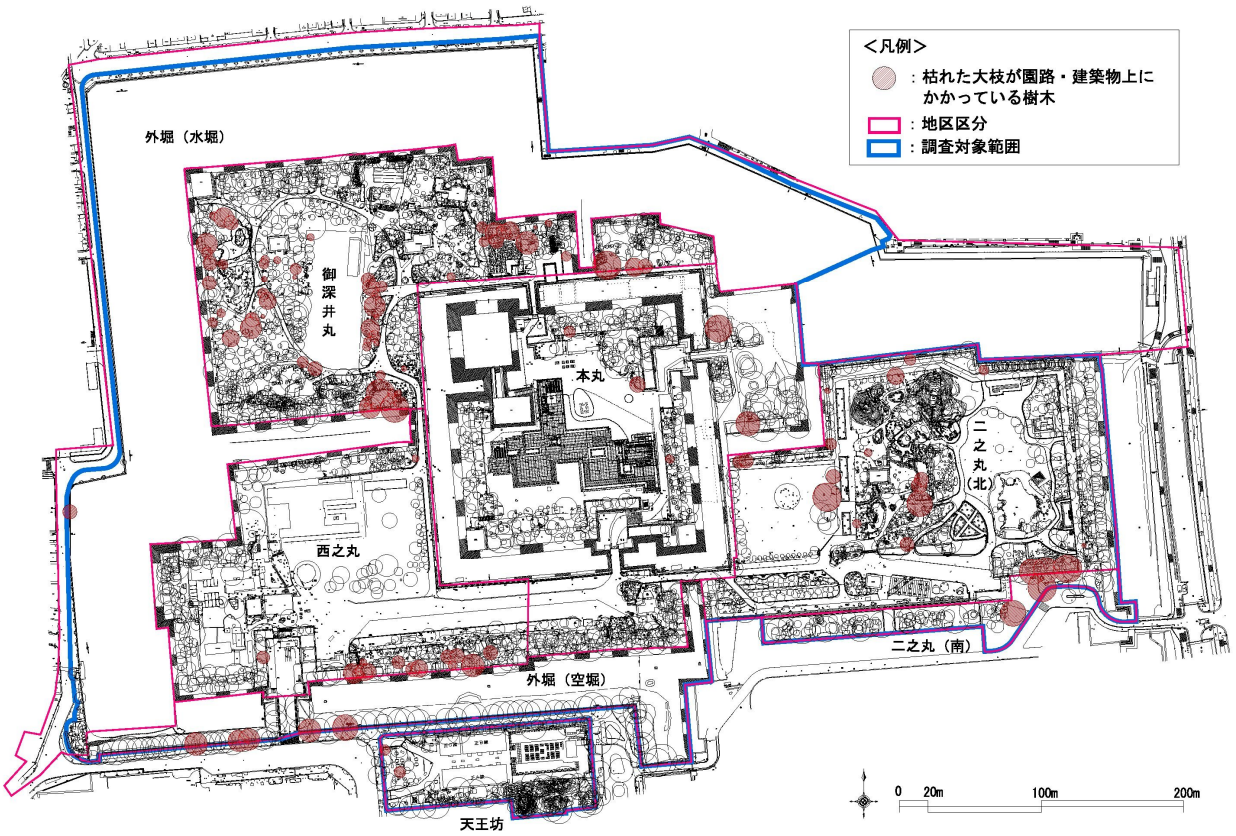

図 3-3-7　枯れた大枝が園路・建築物上にかかっている樹木

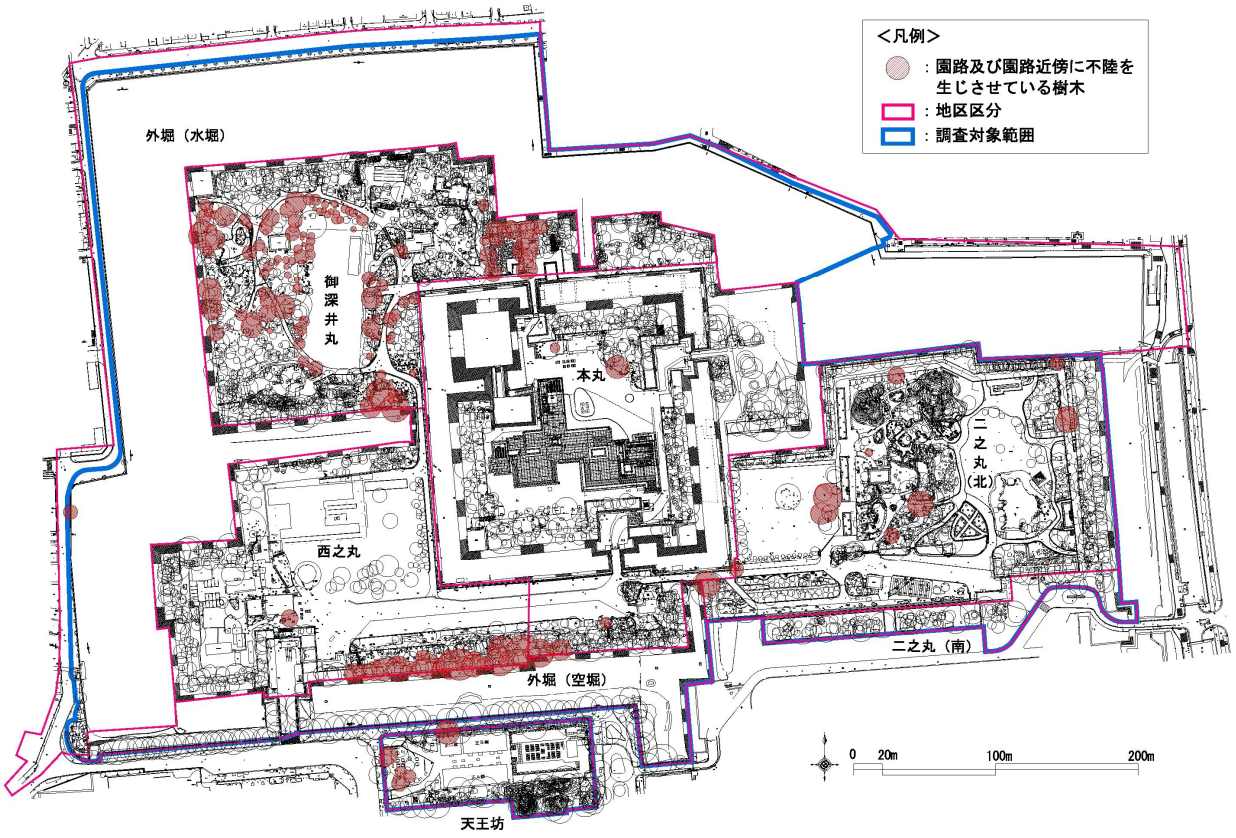

図 3-3-8　園路及び園路近傍に不陸を生じさせている樹木



写真 3-3-5　【御深井丸】枯れた大枝が
園路上にかかっている樹木



写真 3-3-6　【御深井丸】園路及び園路近傍に
不陸を生じさせている樹木

第４節　外来種

名古屋城内の植栽における外来種の状況を把握した。外来種とは、明治時代以降海外から日本に持ち込まれた種類と定義して抽出を行った。

※注：外来種抽出の参考資料として「「明治前園芸植物渡来年表」磯野直秀、慶応義塾大学日吉紀要、自然科学.No42(2007.9),p.27-58」を用いた。

第１項　確認された外来種の種類

調査の結果、外来種として判断された樹種は以下の表 3-4-1 に示した 19 種類であった。その内、特に留意すべき外来種である「生態系被害防止外来種リスト」掲載種はトウネズミモチ１種が確認された。その分布状況は図 3-4-1 に示した通りである。

表 3-4-1　名古屋城内の外来種の樹種名

外来種	アベリア、ゲッケイジュ、サンゴシトウ、シナレンギョウ、セイヨウシャクナゲ、ソシンロウバイ、タイサンボク、タチバナモドキ、チョウセンレンギョウ、ハナミズキ、ヒイラギモクセイ、ピラカンサ、フェニックス、ベニカナメモチ、ポーポーノキ、メタセコイヤ、ユッカ、リキュウバイ（18 種）
特に留意が必要な外来種	【「生態系被害防止外来種リスト」掲載種】 トウネズミモチ（1 種）

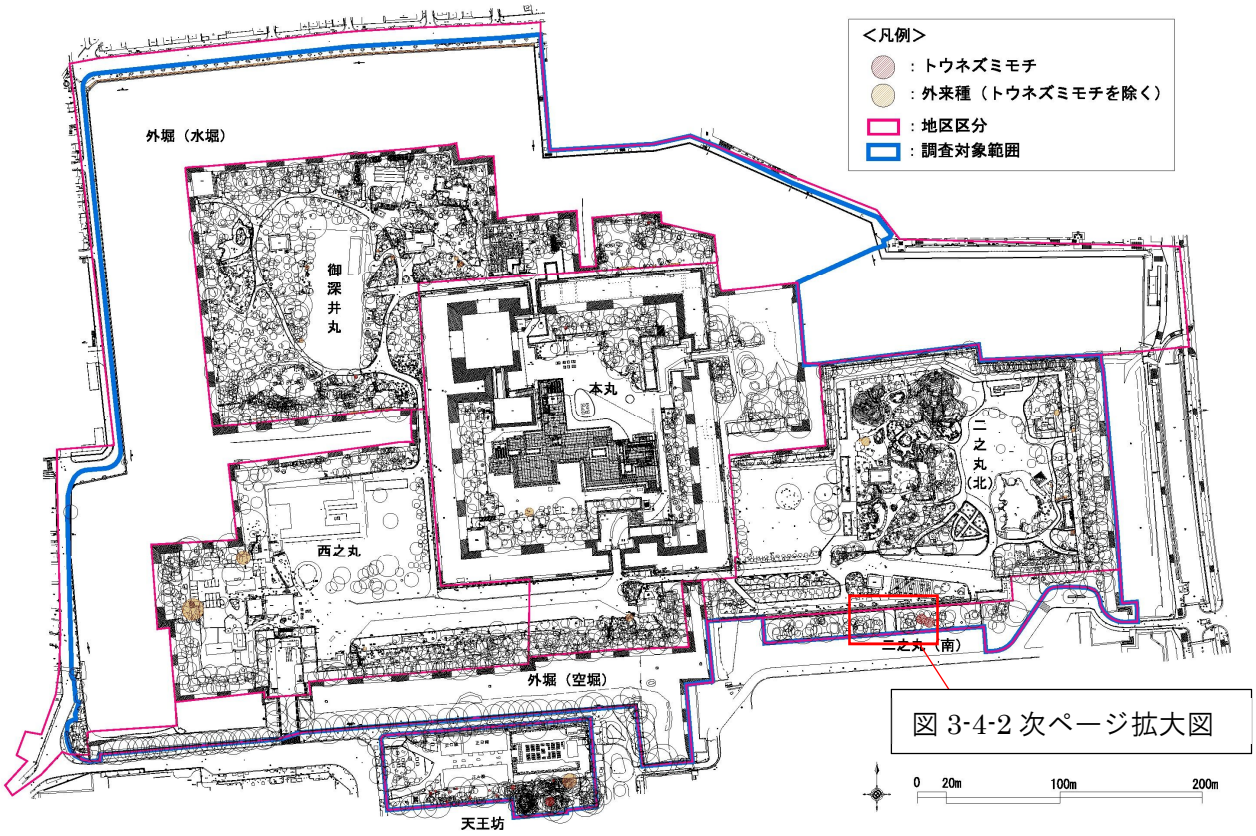

図 3-4-1　外来種の分布（全体）

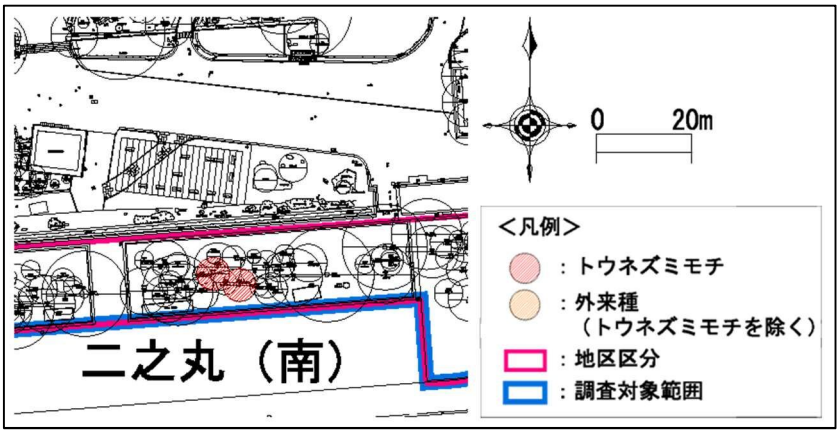

図 3-4-2　外来種の分布状況（拡大図）



写真 3-4-1　【二之丸（南）】
トウネズミモチ

表 3-4-2 に示したとおり、アベリア、シナレンギョウ、チョウセンレンギョウ、ピラカンサ等は主に低木の寄植えや生垣としてみられる。ポーポーノキは立枯れ状態である。トウネズミモチは高木と中木でそれぞれ 9 本が確認された。

表 3-4-2　外来種の状況

種別	高木	中木	低木（玉物）	低木（寄植え）	低木（生垣）
単位 / 種名	（本）	（本）	（株）	（m^2）	（m）
アベリア	0	0	0	211	0
ゲッケイジュ	0	1	0	0	0
サンゴシトウ	0	1	0	0	0
シナレンギョウ	0	0	1	3	0
セイヨウシャクナゲ	0	2	0	0	0
ソシンロウバイ	0	1	2	0	0
タイサンボク	1	0	0	0	0
タチバナモドキ	0	1	0	0	0
チョウセンレンギョウ	0	0	0	0	30
ハナミズキ	3	0	0	0	0
ヒイラギモクセイ	0	3	0	0	0
ピラカンサ	0	0	0	0	20
フェニックス	1	0	0	0	0
ベニカナメモチ	0	1	0	0	0
ポーポーノキ	0	(1)	0	0	0
メタセコイヤ	2	0	0	0	0
ユッカ	0	1	0	0	0
リキュウバイ	0	1	0	0	0
トウネズミモチ	9	9	0	0	0
合計(()は立枯れ)	16	22(1)	3	214	50

注（　）内は立枯れ状態の樹木

第２項　地区別の分布状況

地区別にみると、外来種の高木・中木は天王坊地区で多くみられ、外来種の寄植えは外堀（水堀）地区で、生垣は御深井丸地区で多くみられた。

表 3-4-3　地区別の外来種の生育状況

種別	高木	中木	低木（玉物）	低木（寄植え）	低木（生垣）
単位 / エリア名	（本）	（本）	（株）	（m^2）	（m）
本丸地区	1	4	0	0.0	0.0
二之丸（北）地区	3	1	2	14.5	0.0
二之丸（南）地区	2	0	0	0.0	0.0
西之丸地区	2	2	0	0.0	0.0
御深井丸地区	2	9	1	0.0	49.9
外堀（空堀）地区	0	0	0	0.0	0.0
外堀（水堀）地区	0	0	0	199.4	0.0
天王坊地区	6	6	0	0.0	0.0
合計	16	22	3	213.8	49.9

第５節　前回調査以降に増加した樹木

第１項　確認された樹種

前回調査（平成 21 年度（2009 年度））から今回調査（令和 4 年度（2022 年度））の 13 年間の間に新たに確認された樹木を「前回調査以降に増加した樹木」として調査した。

樹高１m 以下は自然に枯れる場合も多く、草刈りでの対応も可能と考えることから１m以上の高木及び中木で調査した。ただし、天王坊地区は新規の調査地区であるため、この調査から除外した。

確認した樹種は表 3-5-1 に示した通りである。

表 3-5-1　前回調査以降に増加した樹木の種類の樹種名（＿＿は高木・中木で共通）

高木（30 種）	アカメガシワ、アキニレ、アラカシ、イヌマキ、ウバメガシ、エノキ、 オニグルミ、キリ、クスノキ、クロガネモチ、クロマツ、クワ、サカキ サクラ類、サンゴジュ、シャシャンボ、シュロ、スダジイ、センダン、 トウネズミモチ、ナンキンハゼ、ネズミモチ、ハゼノキ、フジ、ボダイジュ ムクノキ、モチノキ、モミジ類、ヤブニッケイ、ヤマグワ
中木（40 種）	アオキ、アカメガシワ、アラカシ、イヌビワ、イヌマキ、ウツギ、エノキ オニグルミ、カキ、カナメモチ、キャラボク、キリ、キンモクセイ クスノキ、クロガネモチ、サクラ類、サンゴジュ、シャリンバイ、シュロ スダジイ、センダン、ツバキ類、トウネズミモチ、トベラ、ナワシログミ ヌルデ、ネズミモチ、バショウ、ハマヒサカキ、ヒサカキ、マグワ、マサキ マンサク、ムクノキ、ムラサキシキブ、モチノキ、モミジ類、ヤツデ ヤブニッケイ、ロウバイ

高木ではネズミモチ、ムクノキ、スダジイ及びクスノキなどが多く、中木ではハマヒサカキ、シュロ、ムクノキ及びクスノキ等が多かった。（図 3-5-1 参照）

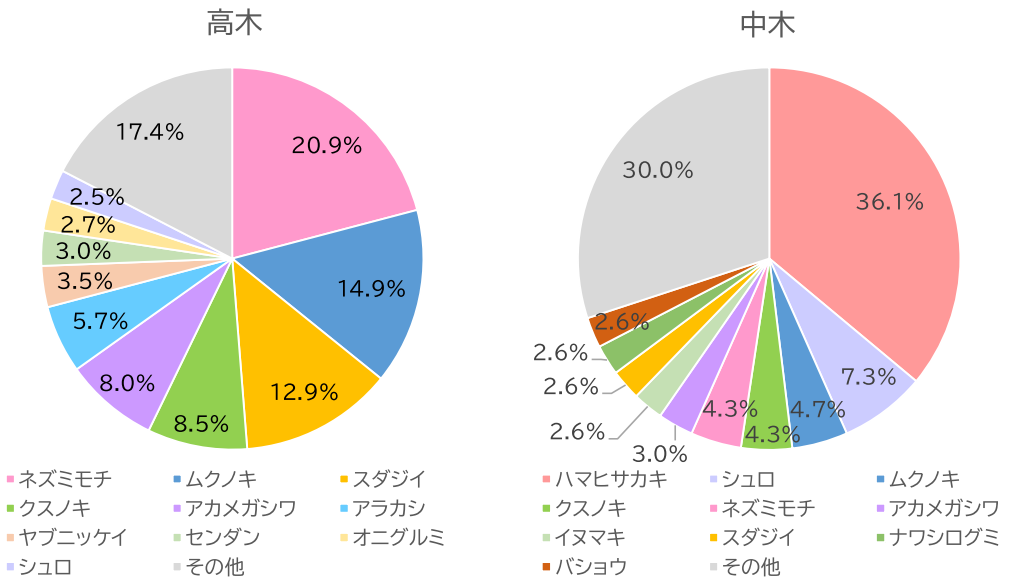

図 3-5-1　前回調査以降に増加した樹木（高木・中木）

第 2 項　地区別の分布状況

地区別にみると、前回調査以降に増加した樹木が最も多い地区は御深井丸地区であり、全体の約 84%を占めていた。（図 3-5-2 参照）

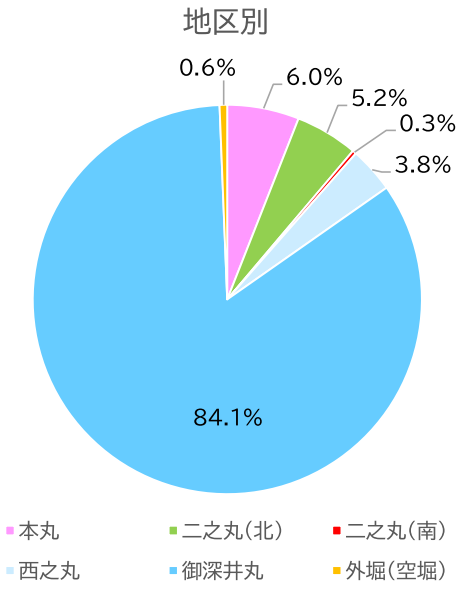

図 3-5-2　前回調査以降に増加した樹木（地区別）

前回調査以降に増加した樹木の分布を図 3-5-3 に示した。

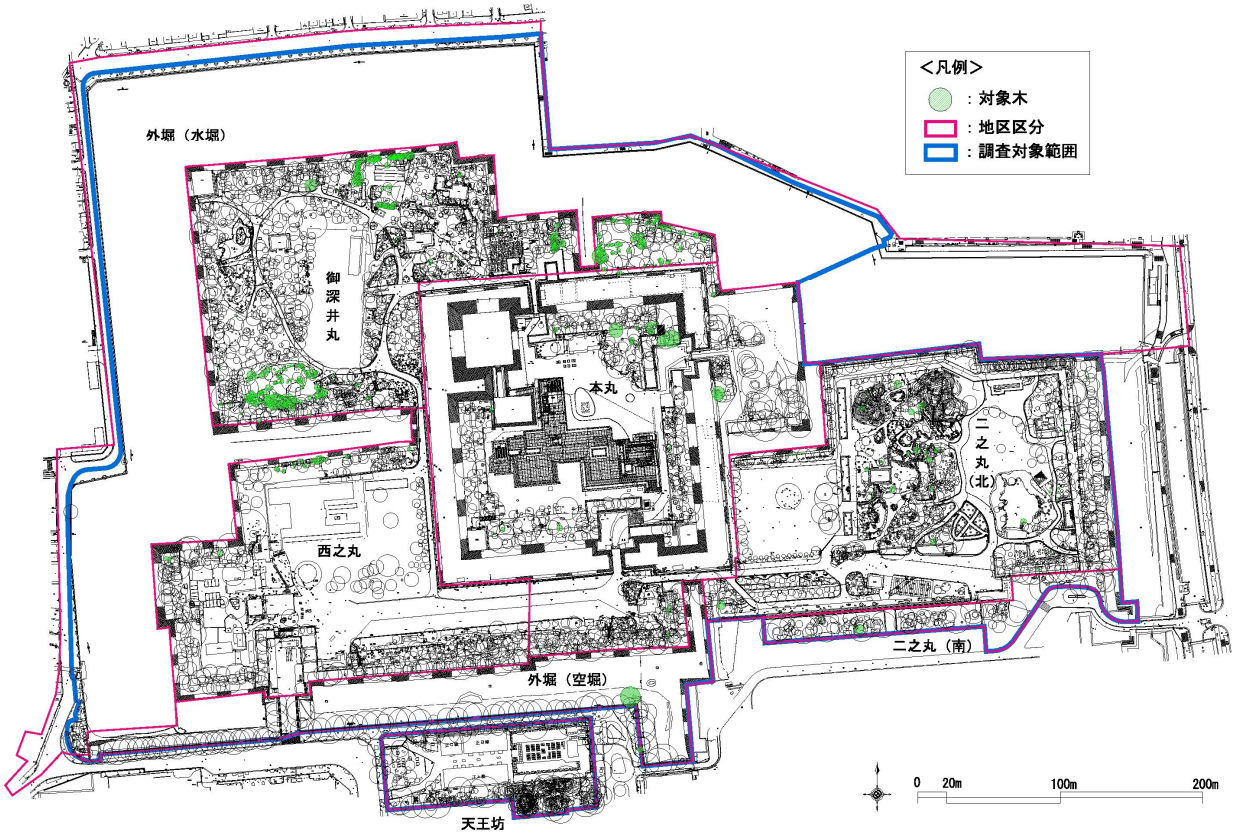

図 3-5-3　前回調査以降に増加した樹木の分布（全体）

第６節　市民に親しまれている樹木

第１項　樹種と分布状況

名古屋城内には約 200 種類の植物がみられるが、その中で本数が多いのはサクラ類である。特に名古屋城は市内のサクラの名所とされており、名古屋城春まつりの際には多くの市民がサクラを楽しみに来場している。

その他、まとまった開花がみられるウメやツバキ類、紅葉したモミジ類も市民に親しまれ、来場の目的となっている樹木である。

これら 4 種類の樹木の分布状況は図 3-6-1 に示したとおりである。

表 3-6-1　市民に親しまれている樹木の状況

樹木区分	単位	対象	ウメ	サクラ類	ツバキ類	モミジ類
高木	本	1083	0	807	109	167
中木	本	294	78	34	176	6
低木（玉物）	株	16	0	0	16	0
低木（寄植え）	㎡	148.1	0.0	0.0	148.1	0.0
低木（生垣）	m	457.6	0.0	0.0	457.6	0.0

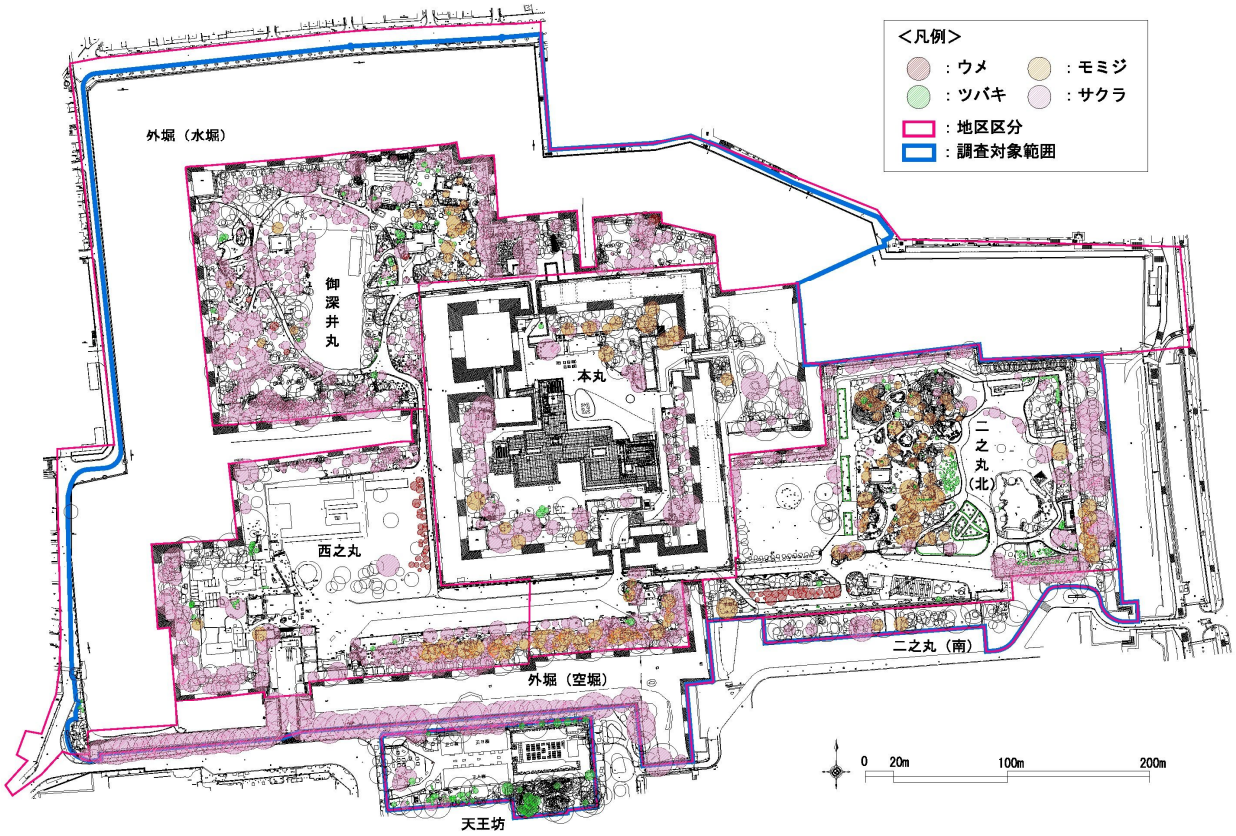

図 3-6-1　市民に親しまれている樹木の分布（全体）

第７節　金城温古録に記載された樹木のうち、現状で確認できる樹木

第１項　金城温古録に記載された樹木

名古屋城跡保存活用計画資料編には、図 3-7-1 に示した通り、金城温古録に記載のある樹木とその想定される範囲が記載されている。

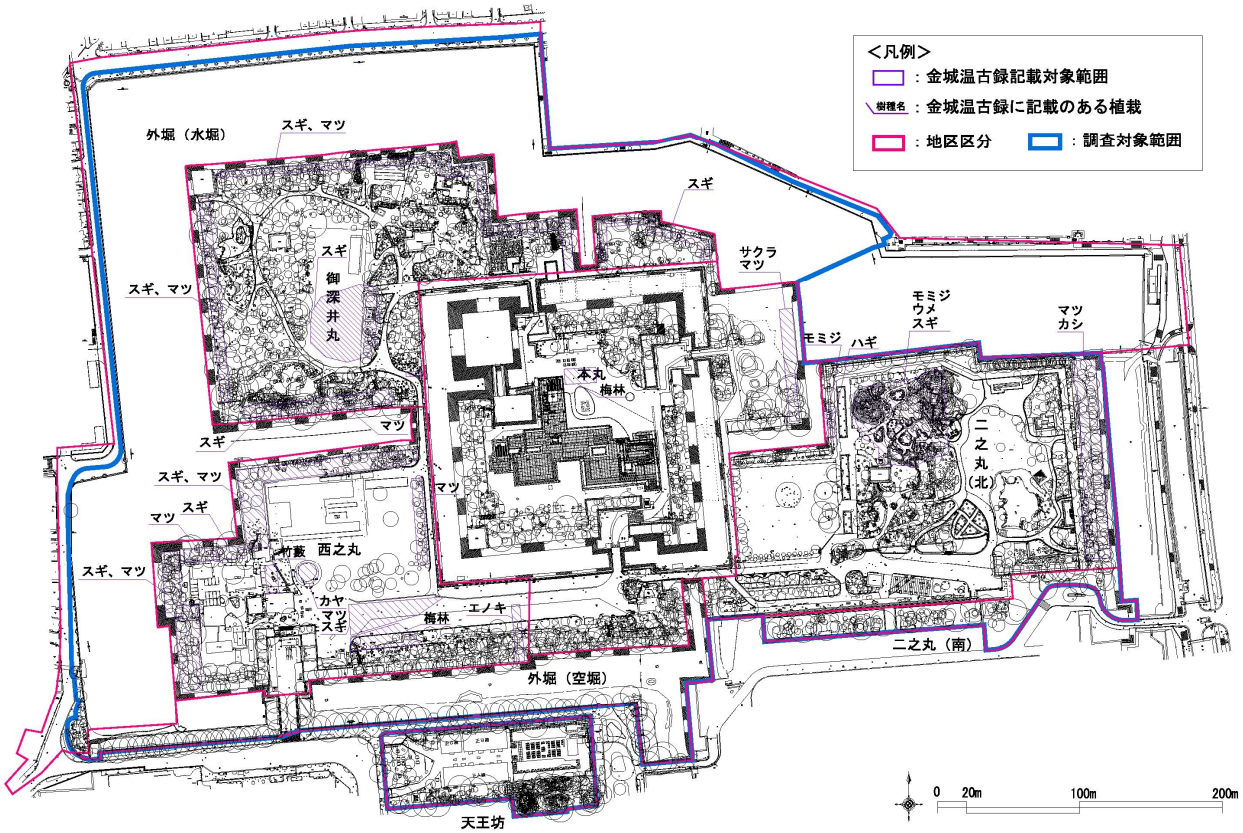

図 3-7-1　金城温古録に記載された樹木

第２項　金城温古録に記載された樹木と同種の樹木

現在では、金城温古録に記録された当時の樹木が残っているかどうかは不明である。ただし、石垣周りには、クロマツがみられるなど、図 3-7-1 の範囲内に現在時点で同種の樹木がみられるものもあり、これらは現在の名古屋城の景観を形成している。

現状の把握の一環として、金城温古録に記載された樹木と同種の樹木が同箇所にどの程度あるかを調査した結果を図 3-7-２に示した。

確認された記載樹種はカヤ、クロマツ、サクラ類、スギ、モミジ類の５種であり、記録にあるウメ、エノキ、カシ、ナナカマド、ハギ、梅林、竹藪については、対象範囲内では確認されなかった。また、ヒメコマツの記載位置は、今回の調査対象範囲外であった。

対象木は高木と中木のみであり、本数の合計で 259 本であった。

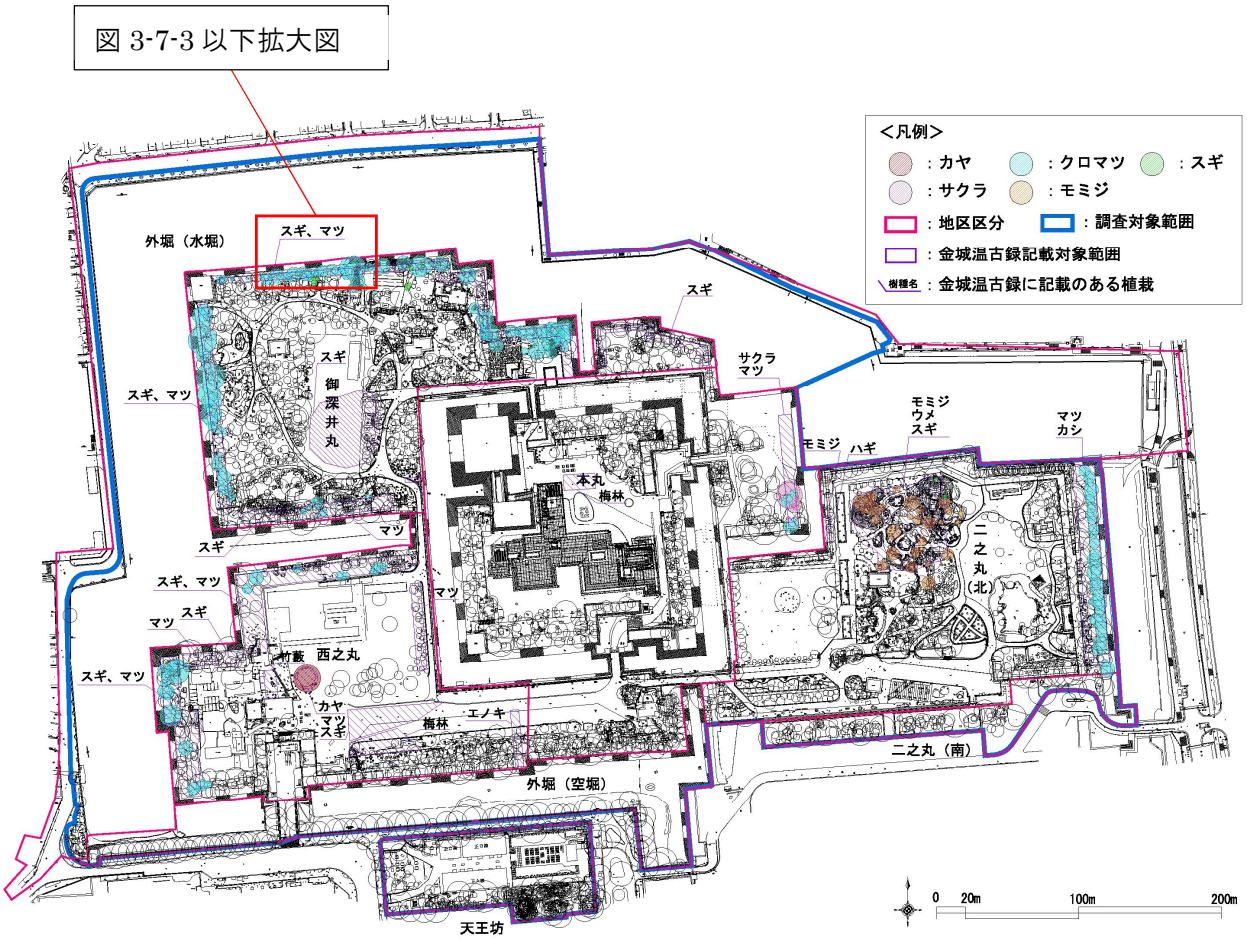

図 3-7-2　金城温古録に記載された樹木と同種の樹木の位置

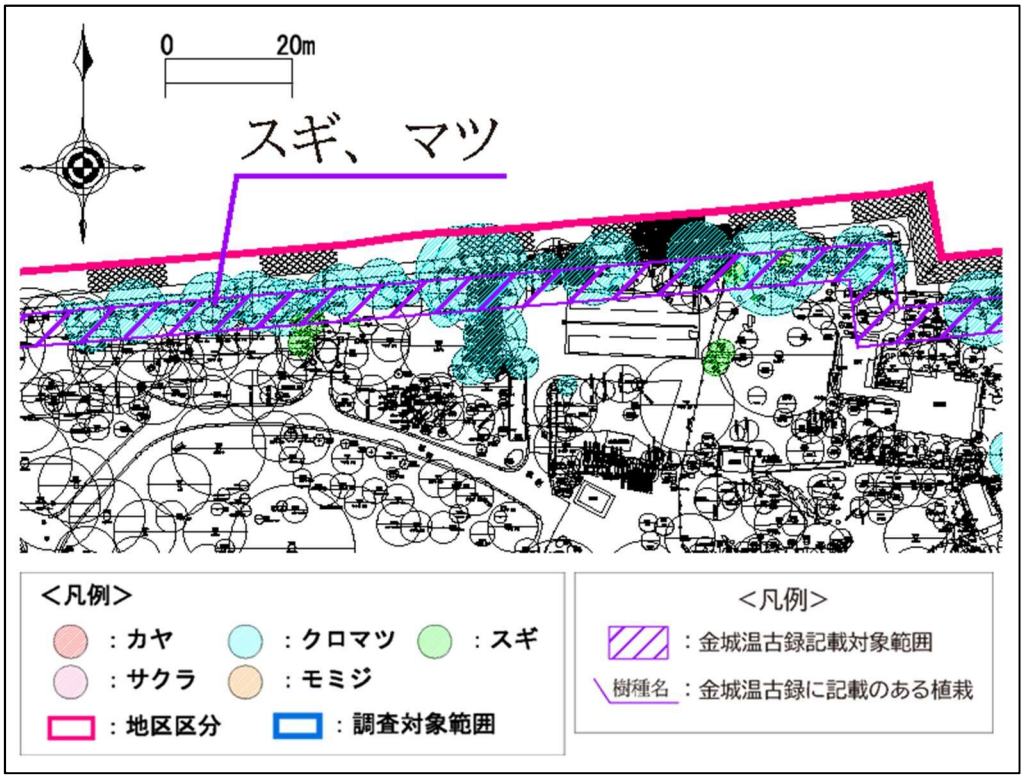

図 3-7-3　金城温古録に記載された樹木と同種の樹木（御深井丸の石垣上の分布）

第３項　地区別の分布状況

地区別にみると、本丸、御深井丸、西之丸、二之丸（北）地区に対象樹木がみられ、その中ではクロマツが最も多く、御深井丸の石垣周りに特に多かった。

表 3-7-1　地区別の金城温古録に記載された樹木の生育状況

地区名	対象木（本）	カヤ	クロマツ	サクラ類	スギ	モミジ類
本丸地区	7	0	3	4	0	0
御深井丸地区	157	0	149	0	8	0
西之丸地区	25	1	24	0	0	0
二之丸(北)地区	70	0	37	0	2	31
合計	259	1	213	4	10	31

第８節　樹木と歴史的建造物の景観

代表的な場所から眺める樹木と歴史的建造物の現状を示す。



写真 3-8-1　桜の開花時期に開放する土塁から天守閣への見通し

（現状）樹木が見通しを阻害し、天守閣の存在が認識できない。



写真 3-8-2　御深井丸地区の広場から乃木倉庫への見通し

（現状）乃木倉庫の存在は認識できるが、大部分が樹木で隠れている。



写真 3-8-3　御深井丸地区の広場から西北隅櫓への見通し

（現状）樹木が見通しを阻害し、西北隅櫓の存在が認識できない。



写真 3-8-4　西南隅櫓内から天守閣への見通し

（現状）天守閣の上部は見えるが、下部は樹木で隠れている。



写真 3-8-5　水堀北東側から天守閣への見通し

（現状）天守閣の存在は認識できるが、大部分が樹木で隠れている。

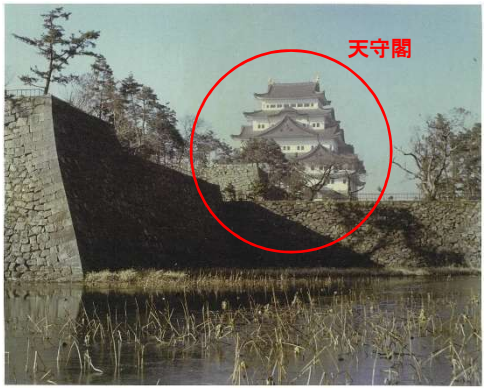

写真 3-8-6　水堀北東側から天守閣への見通し（昭和 35 年（1960）頃撮影）

『名古屋城総合事務所蔵』

（状況）天守閣の大部分が認識できる。

第４章　植栽管理の現状と課題

第１節　管理内容

現在、実施している植栽管理は、基本的に除草と低木刈込の日常管理を中心に、毎年度、「外堀・石垣の除草管理（※）」「御深井丸・本丸・西之丸の植物管理」「二之丸の植物管理」に分けて実施している。

「外堀・石垣の除草管理（※」」では、主に外堀と石垣の除草、外堀北側緑地帯の樹木の剪定・生垣の刈込・除草、外堀の歩道緑地帯と水面の清掃等を行っている。「御深井丸・本丸・西之丸の植物管理」及び「二之丸の植物管理」では、芝生地や草地の除草、中低木の刈込、清掃等を行っている。１年間に実施する植栽管理内容の一例として、令和５年度の実施内容を表 4-1-1 に示す。

これら日常管理は、毎年度、一般競争入札により業者選定を行っている。

なお、高木の落枝等の危険が確認された場合は、名古屋市教育委員会への現状変更許可申請が不要な維持管理行為の範囲内で、その都度除去している。名古屋市教育委員会への現状変更許可申請が必要な危険木が確認された場合は、申請手続きを取り、許可が下り次第、その都度対応している。

表 4-1-1　１年間に実施する植栽管理内容（令和５年度の実施内容）（1/2）

事業	工種	場所等	回数	備考
外堀・石垣の除草管理（※）	公園除草（堀斜面、堀底等）	外堀（空堀）	4～5 回/年	肩掛け式草刈り機やハンドガイドを使っての草刈作業を実施。
	公園除草（石垣）	外堀、内堀	2～3 回/年	草本類と小さな実生樹木は、抜き取りを行っている。比較的大きな実生木は樹木上部の刈取り。
	植樹管理（抜取除草）	外堀北側緑地帯	2 回/年	
	生垣刈込	外堀北側緑地帯（アベリア）	2 回/年	新芽成長分の刈込を実施。表面部分の刈込にとどまっている。
		正門前（カラタチ）	3 回/年	
	大刈込	外堀西南角土手（ツツジ）	1 回/年	
	外堀清掃	水堀外周（水面、陸上）	20 回/年	塵芥及び落ち葉の収集、処理 水面はボート上からの浮遊ごみの収集
		正門前堀底	12 回/年	
		県体育館堀底	8 回/年	
		鵜の首（水面、陸上）	8 回/年	
	歩道緑地帯清掃	外堀北側緑地帯	20 回/年	塵芥及び落ち葉の収集、処理
		外堀西南角	20 回/年	
	歩道清掃（落ち葉時）	東側歩道	12 回/年	
	歩道清掃（平常時）		7 回/年	

※令和 7 年度より「外堀・石垣植物管理委託」と変更

表 4-1-1　1 年間に実施する植栽管理内容（令和 5 年度の実施内容）（2/2）

事業	工種	場所等	回数	備考
御深井丸・本丸・西之丸の植物管理	手刈除草	本丸	2 回/年	植栽や建築物近くの除草は手刈、抜取除草を行っている。 その他は肩掛除草。
	抜取除草	本丸、御深井丸、西之丸	5 回/年	
	公園除草（肩掛）	本丸、御深井丸、西之丸、二之丸	3～6 回/年	
		内堀底	1～4 回/年	
	公園樹木軽剪定	御深井丸茶席	1 回/年	植栽の現在の形状に基づいて、枯枝の除去及び伸張枝の除去程度。
	公園樹木剪定	御深井丸茶席、西之丸正門石垣天端、正門南、梅林	1 回/年	
		御深井丸展示館北西（フジ）	2 回/年	
	中木刈込	御深井丸、西之丸	1 回/年	新芽成長分の刈込を実施。表面部分の刈込にとどまっている。
	玉物刈込、大刈込、生垣刈込	本丸、御深井丸、西之丸	1～2 回/年	
	公園清掃	御深井丸、西之丸	1～6 回/年	塵芥及び落ち葉の収集、処理
		御深井丸茶席周辺、西側園路	50 回/年（約 1 回/週）	
		御深井丸展示館周辺植栽帯、園路	25 回/年（約 1 回/2 週）	
		御深井丸池	2 回/年	
二之丸の植物管理	抜取除草	二之丸庭園	6～7 回/年	植栽や建築物近くの除草は手刈、抜取除草を行っている。その他は肩掛除草。
	公園除草（肩掛）	二之丸庭園、石垣天端、庭園外周園路、土塁法面、東門周辺、県体育館北駐車場等	3～7 回/年	
	公園芝刈	二之丸庭園、東門周辺、二之丸広場等	6～7 回/年	芝生部分は肩掛除草を実施。
	公園樹木剪定	多行松、モッコク、フジ、クロマツ、ウメ	1～2 回/年	植栽の現在の形状に基づいて、枯枝の除去及び伸張枝の除去を行っている。
	中木刈込	ツバキ類、マテバシイ、カイヅカイブキ	1～2 回/年	新芽成長分の刈込を実施。表面部分の刈込にとどまっている。
	玉物刈込、大刈込、生垣刈込	トベラ、ツゲ、サツキ、ヒュウガミズキ、サザンカ、マサキ等	2 回/年	
	施肥	ツツジ	1 回/年	無機肥料の表面散布
	こも巻・撤去	ソテツ	1 回/年	12 月～3 月実施
	公園清掃	二之丸地区の一部	12 回/年	塵芥及び落ち葉の収集、処理

第２節　管理体制

植栽管理の体制における現状を以下に示す。

・名古屋城総合事務所内の維持管理担当と整備担当の 2 つの部署が植栽管理に関わっている。
・名古屋城総合事務所の担当者は、人事異動により 3～5 年程度で入れ替わる。
・業者委託した植栽の維持管理作業を監督できる造園職の職員が不足している。
・日常管理の施行業者は年度ごとに入札で選定するため、毎年異なる業者が施工している。

第３節　植栽及び植栽管理の課題

第３章の植栽の現状と第４章の植栽管理の現状を踏まえて、現状の植栽管理における課題を以下に整理する。

第１項　現状の管理内容を踏まえた植栽の課題

（１）高木伐採の実施

名古屋城の植栽のうち、高木は 3,301 本あり、サクラ類、クロマツがそれぞれ 700 本以上みられる。その多くは直径が大きく、樹高も 15m 以上のものが多いとともに、老木化も進んでいることから、枯損木・半枯れ木となっている樹木の増加や枯れ枝が除去されないままになっている樹木の割合も多い。

文化財に近接している樹木のうち、将来的に文化財に影響を及ぼす可能性の高い高木や来場者の安全性が懸念される高木は数百本単位と非常に多くなっている。

また、高木の樹種構成ではサクラ類、クロマツに次いで、クスノキ、ムクノキ、ネズミモチ、クロガネモチ、アラカシ等の常緑樹が多いが、これらは近年実生木で増えていると考えられる樹種であり、このまま放置すると将来的に、名古屋城の樹種構成を大きく変え、特別史跡としての風致を損なう可能性が高い。

これら将来的に文化財に影響を及ぼす可能性の高い高木や来場者の安全性が懸念される高木、実生木で増えていると考えられる樹種等は計画的で着実な伐採・剪定が必要であり、樹木が年々成長することを考えると、年間数十本単位の伐採・剪定に向けた計画が必要と考えられる。

一方、現状の管理内容では高木の枯死枝等の剪定、伐採等が必要になった場合にその都度、申請手続き等を経て、主に単価契約で対応しており、その対応本数は多くても数本であり、計画的で着実な伐採・剪定に対応できる管理内容及び実施体制になっていない。

今後名古屋城の植栽管理の理念を実現するためには、高木の伐採・剪定の計画的な実施のための管理体制、管理内容を設定することが必要である。

（２）中木の管理手法の改善

名古屋城の植栽のうち、中木は 1,185 本あり、キンモクセイ、ツバキ類、サザンカ等が多くみられる。ツバキ類は 3m 以下の樹高のものが多いが、キンモクセイやサザンカ、ハマヒサカキ、ウメ等は 3m 以上と樹高の高いものが多い。

これは現在の管理手法として、中木の剪定及び刈込が新芽成長分の剪定・刈込に限られ、結果として、中木の樹高が年々大きくなったものと想定される。

中木の樹種をみると、花木や添景のための植栽など風致を意識した植栽が多い。3m以上の高いものであると、花木や添景のための植栽が来場者の目に入りづらく、想定した風致形成の効果が

低下することが懸念されることから、大きくなりすぎた中木は切り戻し等により、高さのコントロールを行う必要がある。

また、ウメは品種を観賞するために列で植えられている。生育状況があまり良好ではなく、施肥や土壌改良などの検討も必要と考えられる。

現在の管理方法では、中木の施肥及び土壌改良は実施されていないため、必要に応じて、実施できる体制と管理内容を設定していく必要がある。

（3）低木の植栽管理手法の改善

低木は玉物、寄植え、生垣の状態で管理されているが、全体的に樹高 1～1.5mのものが多く、これは子ども目線及び背丈を超えるため、特にトイレや売店等の周辺では、犯罪の発生等セキュリティの観点からも問題がある。また寄植え及び生垣には、抜けや枯れが目立つ枯損木、半枯れ木も目立っている。

現在の管理状況から、低木の刈込が新芽成長分の刈込に限られ、結果として、低木の高さが年々大きくなったと考えられることから、計画的に低木の間引き剪定と切り戻し剪定を行い、サイズダウンを図る必要がある。現在抜け及び枯れが目立つ低木については順次枯れ枝の剪定を行い、正常な枝葉の生育を促すとともに、必要に応じて補植する等の対応を行う必要がある。また、低木には外来種も多いことから、外来種を在来種に入れ替えていく等の対応が必要である。

現在の管理手法では、施肥は二之丸のツツジだけに行われているが、抜けや枯れの目立つ低木植栽については全般的に、土壌改良の後、施肥を行うなどの対応も検討する必要がある。

第２項　地区別の植栽管理の課題

名古屋城の植栽管理内容の現状は、「外堀・石垣の植物管理」「御深井丸・本丸・西之丸の植物管理」「二之丸の植物管理」と 3 つに分けて実施している。

外堀については、「外堀・石垣の植物管理」とあるように、除草と生垣の刈込、清掃が日常的な管理の内容である。植栽の現状を見ると、外堀（空堀）地区の植栽構成はサクラがほとんどである。このサクラが老木化し、来場者への安全性が懸念される割合が高いという課題があり、安全性が懸念されるサクラ類等の計画的な伐採と補植といった対応が必要である。また外堀（水堀）地区は外来種の寄植えが多いことから、外来種を在来種に入れ替えていく等の対応が必要である。

御深井丸・本丸・西之丸地区については、除草、軽剪定、刈込、清掃が日常的な管理の内容である。しかし、この 3 地区は特に文化財を多く内包し、文化財に近接・傾倒している樹木の本数が多く、将来的に文化財への影響が懸念されることから、これら高木等の計画的な伐採が必要である。特に御深井丸地区は実生から成長したと考えられる樹木の本数が他地区に比べて圧倒的に多く（全体の約 84%を占めている。第 3 章　図 3-5-2 参照）、これら樹種の伐採の検討も必要である。

二之丸地区については、除草、芝刈、軽剪定、刈込、施肥、こも巻・撤去、清掃が日常的な管理の内容である。しかし、二之丸（北）地区の植栽の現状を見ると、安全性が懸念される樹木が最も多い地区であり、また、文化財に近接・傾倒している樹木の本数も多いという課題がある。二之丸（南）地区は外来種のトウネズミモチがみられることから、伐採は急務である。

このように、現在行われている日常管理とは別に、特に高木・中木を中心とした伐採・剪定の

計画的な実施のための、管理体制、管理内容を設定し、計画的に実施していくことが必要である。

第３項　継続的な植栽管理の課題

上記に記したとおり、現在行われている日常管理とは別に、特に高木・中木を中心とした伐採・剪定の計画的な実施のための、管理体制及び管理内容を設定し、計画的に実施したとしても、５～10 年が経過すると、植栽は成長するとともに、枯損木・半枯れ木等が発生し、現時点と同様の課題が発生すると考えられる。

この課題に対応するため、今後の管理体制及び管理内容は、植栽を順次、継続的に伐採・剪定することを計画し、日常の管理作業に組み込める内容とする必要がある。

第４項　植栽管理体制の課題

現状の植栽管理の体制では、造園職員の不足や短期間での配置換え等により、名古屋城の植栽をさまざまな観点から概括することが難しい。また、植栽の維持管理担当と整備担当の部署が分かれていることで起こる意思疎通の不足や日常管理の施工業者が年度ごとに替わることによる継続性の欠如等のため、植栽の成長を見据えながら柔軟かつ適切に対応することが難しい。これらの管理体制に基づく課題に対して、適切に対応可能な管理体制を検討する必要がある。

第５章　植栽管理の基本方針

植栽管理の理念を実現させるため、第 4 章第 3 節では植栽及び植栽管理の課題を抽出した。これらを踏まえて、植栽管理の基本方針を以下に定める。

１　名古屋城の植栽が抱える課題の解決に向けた植栽管理

現在の植栽管理では、定期的な高木の伐採や剪定は行われていない。中木や低木においては現在の植栽管理でも刈込や剪定を実施しているが、新芽成長分の処理に限られている。その結果、名古屋城全体の植栽は成長し過ぎており、生育状況が良好でない樹木も散見される。これらの樹木は、将来的に文化財に影響を及ぼす恐れや来場者の安全性を脅かす可能性があるため、植栽の現状から抽出される課題の解決に向けた植栽管理を行う。

２　各地区の特性を踏まえた植栽管理

名古屋城は、植栽の本数が多く、全域の植栽を一度に対処することが困難であるため、植栽管理の実施範囲を区切り、場所ごとに適した植栽管理を行う。なお、名古屋城は、「現存する文化財が見せる近世城郭の姿」と、「多くの来場者で賑わう現代の憩いの場」が融合した空間であり、地区ごとに文化財の状況や現在の活用実態、植栽の状況が異なるため、植栽管理の実施範囲の区分は、『保存活用計画』で定められた地区区分を基準としつつも、必要に応じて複数の地区にまたがること、あるいは地区を細分化することを含めて、柔軟に判断する。

３　継続的な植栽管理

植物は絶えず成長を続けるものであるため、反復的に整備を行いつつ、管理方法等を評価・改善しながら、樹木の成長に合わせた適切な管理を続ける必要があることを踏まえて、継続的な植栽管理を行う。

４　名古屋城での植栽管理に必要な知識と技術を有する植栽管理体制の構築

名古屋城の植栽管理では、文化財の保護や生物の生態等のさまざまな視点を踏まえた柔軟かつ適切な対応が必要であるため、名古屋城での植栽管理に必要な知識と技術を有する植栽管理体制を構築する。

第６章　植栽管理方法

第１節　計画範囲

本計画の対象範囲を以下の図に示す。ただし、二之丸庭園（名勝指定範囲）および国指定天然記念物「名古屋城のカヤ」においては、表 6-1-1 に示すとおり、別途事業が進行しているため、対象範囲から除外する。これらの対象外範囲については、各事業が完了した後に別途検討する。

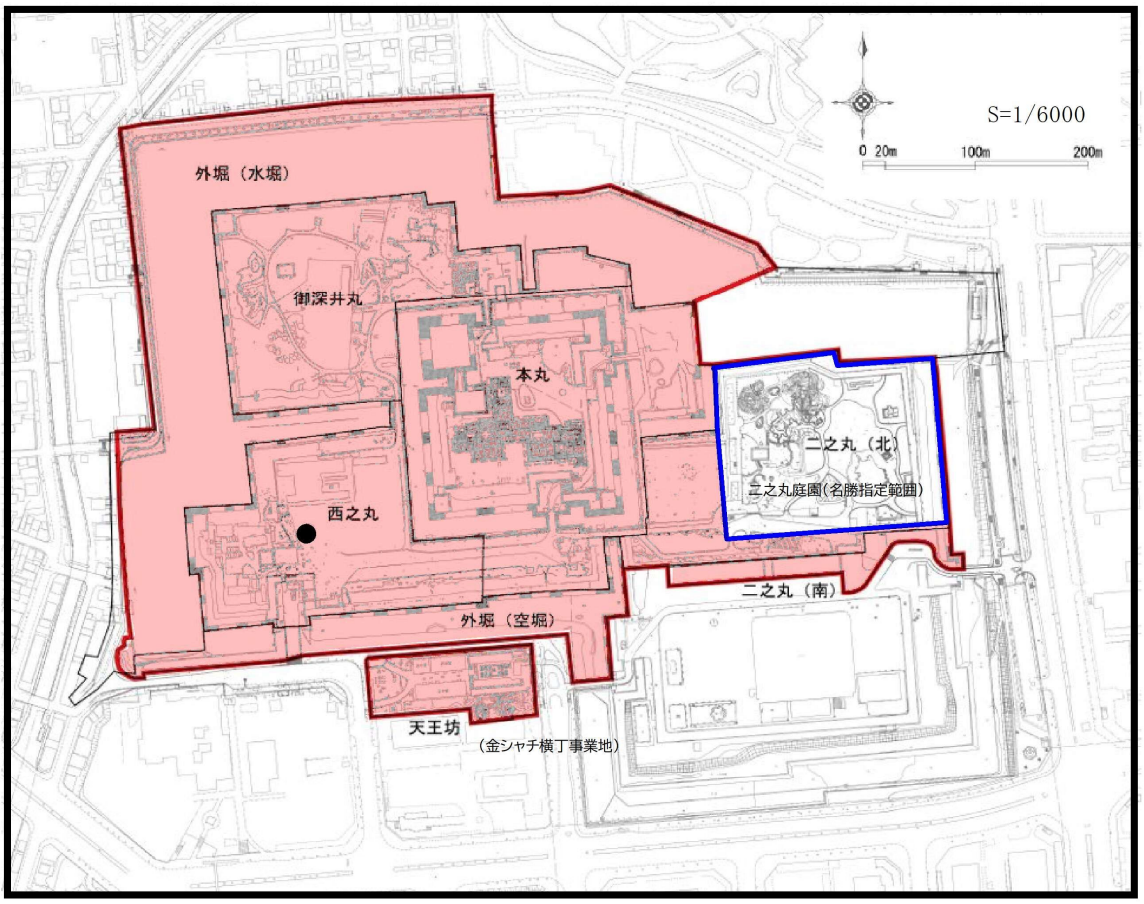

図 6-1-1　植栽管理計画の対象範囲

表 6-1-1　対象範囲から除外する範囲と理由

対象範囲から除外する範囲 （別途事業が進行している範囲）	理由
二之丸庭園（名勝指定範囲）	「名勝名古屋城二之丸庭園整備計画書(2022 年)」に基づいた整備が予定されているため。
国指定天然記念物「名古屋城のカヤ」	別途整備計画を定める必要があるため。

第２節　各地区共通の取り組み

第１項　伐採･根系処理･剪定･補植の基本的な考え方

名古屋城の植栽管理における、伐採・根系処理・剪定・補植の基本的な考え方を整理する。

表 6-2-1　伐採・根系処理・剪定・補植の基本的な考え方

伐採		・樹木の生育場所や樹高等に応じて、適切な手法により伐採を行う。
根系処理		・文化財や地下遺構等を毀損する恐れがあるため、基本的に抜根は行わない。 ・伐採後、根の腐朽による空隙形成によって、石垣の安定性に影響が及ばないよう、空隙が形成された場合は礫や砂等を詰める等の処理を行う。 ・伐採後に発掘調査等で掘削を行う際は、同時に根を除去することも検討する。
剪定	高木 中木	・樹高が高く、剪定対象となる枝が高い位置にあることは日常的な手入れを困難にさせていることから、樹高を抑えつつ、不要な枝を減らして新芽や花等の生長を促す切り戻し剪定を基本とする。 ・一度剪定した後に、新しい枝が成長した段階で再度整姿を行う等、必要に応じて複数年かけて実施する。 ・剪定後は、数年に一度を目安に再度切り戻し剪定の実施を検討する。
	低木	・全体的に 1～1.5m の高さのものが多く、特にトイレや売店等の周囲では、防犯の観点から見通しを確保する必要があるため、樹高を抑えつつ、不要な枝を減らして新芽や花等の生長を促す切り戻し剪定を基本とする。 ・樹高を抑える必要がある低木は、実際に現場を歩いて死角になる場所を確認しながら抽出する。 ・切り戻し剪定は、初めに混み合っている枝を間引いて全体の枝を半分に減らし、日当たりや風通しが改善されて萌芽した後に残りの古い枝を切り落とし、新しい枝が成長した段階で整姿する等の手順で、複数年かけて実施する。 ・切り戻し剪定の後は刈込等の日常管理を継続するが、日常管理のみでは樹高が高くなっていくことが想定されるため、数年に一度を目安に切り戻し剪定の実施を検討する。
補植		・補植した樹木が文化財を毀損することがないよう、文化財との離隔距離は十分に確保し、高盛土して植栽することや発掘調査で地下遺構等が存在しないと確認された場所に植栽すること等を検討する。

第２項　文化財に近接･傾倒している樹木の管理

（１）課題

現状の調査結果から、「枯損している樹木」は 397 本、「文化財上部に傾倒しているもしくは枝が覆いかぶさっている樹木」は 485 本が確認された。これらの樹木の中には、将来的に文化財を毀損する恐れがある樹木となるものが含まれると考えられる。

「枯損している樹木」については、全ての樹木が直ちに文化財に影響を及ぼすというわけではないため、まず来場者への安全性が懸念される樹木を含め、現地確認を行った上で、文化財に影響を及ぼす可能性のより高い樹木を抽出し、順次伐採する詳細な計画を立てる必要がある。

「文化財上部に傾倒しているもしくは枝が覆いかぶさっている樹木」については、対象樹木の対象となる枝の剪定を実施する必要がある。

（２）実施方針

文化財に近接・傾倒している樹木の中には、将来的に文化財に影響を及ぼす可能性がある樹木が含まれると考えられるため、文化財に影響を及ぼす可能性が高い樹木を現地で確認の上、順次伐採や剪定を行う。

石垣面に生育する実生木は、将来的に石垣を毀損する恐れがあるため、日常管理で積極的に除去する。

地下遺構を毀損する恐れがある樹木については、当該の地下遺構の発掘調査や整備等が行われる際に扱いを検討する。

第３項　来場者への安全性が懸念される樹木の管理

（１）課題

現状の調査結果から、高木・中木の枯損木・半枯れ木は全体で 599 本確認されている。これらの樹木は、できるだけ早期に伐採・撤去することが望ましいが、対象本数が多いため、来場者の通行量の多い場所を優先的に対応する必要がある。

対象となる樹木はサクラやクロマツが多いことから、狭い範囲で集中的に伐採することは景観面等から望ましくないため、現地確認を行った上で、安全面からより危険性の高い樹木を抽出し、順次伐採する詳細な計画を立てる必要がある。

低木の枯損木・半枯れ木は、枯損した場所から堀の直上等、危険な場所への来場者の入り込みを誘発する、景観を損ねている等の影響があることから、枯損して、抜けや枯れの目立つ箇所については、順次枯れ枝の除去を行い、正常な枝葉の生育を促す、抜けた部分の補植を行うなどの対応を行う必要がある。

低木は全体的に高さが１～1.5m の大人の背丈に近い高さとなっているものが多い。特に、トイレや売店の周囲など、防犯の観点から見通しの確保が求められる場所は、優先的に低木の切り戻し剪定を行って、高さを子どもの目線より低く抑えて維持管理を行っていく必要がある。

園路や建築物上の枯れ枝が確認された樹木は、対象となる大枝の剪定を早急に実施する必要がある。

園路の不陸を生じさせている樹木については、園路の不陸整正を行う際に、根系の伸張制御（根切りや根系遮断、根系誘導等）を合わせて実施する必要がある。

（２）実施方針

安全性が懸念される高木の枯損木・半枯れ木は、必要に応じて樹木医の診断を受けた上で、順次伐採や剪定を行う。

低木の枯損木・半枯れ木は、枯損した場所から堀の直上等、危険な場所への来場者の入り込みを誘発することや、景観を損ねている等の影響があることから、抜けや枯れが目立つ箇所は、生育不良の原因を把握した上で、枯れ枝の剪定や土壌改良及び施肥等を行い、既存の樹木の正常な枝葉の生育を促したうえで、必要に応じて補植を検討する。

樹高が高くなり、大型化した低木は、防犯上の見通しを考慮し、樹高を子どもの目線(80 ㎝)より低く抑えることを基本として切り戻し剪定を行う。

園路の不陸を生じさせている樹木については、園路の不陸整正を行う際に、根系の伸張制御（根切りや根系遮断、根系誘導等）の実施を検討する。

第４項　外来種の管理

（１）課題

現状の調査結果から、「生態系被害防止外来種リスト」掲載種のトウネズミモチ１種とその他 18 種、計 19 種の外来種を確認した。

「生態系被害防止外来種リスト」掲載種であるトウネズミモチは周囲に分布拡散させないよう、できるだけ早急に伐採・処分することが望ましい。

その他外来種については、対象の植物が、寄付植物や姉妹都市との交換植物など、植樹の経緯を確認できる場合、伐採か否かを検討する必要がある。

植樹の経緯がはっきりせず、鳥や風散布等により拡散したものが生育していると考えられるものについては、順次伐採していく必要がある。

アベリアやチョウセンレンギョウ等、寄せ植えや生垣については、計画的に伐採して在来種に入れ替えを図る必要がある。

（２）実施方針

外来種は伐採を基本とする。対象樹種は、第 3 章第 4 節の表 3-4-1 に掲載された樹種を参照する。抜根については、文化財や地下遺構等を毀損する恐れがある場合は行わないこととする。また、外来種の寄植えや生垣を伐採する際は、必要に応じて在来種への入れ替えを検討する。

第５項　実生で増加していると考えられる樹木の管理

（１）課題

現状の調査結果から、「前回調査以降に増加した樹木」として本数の多い樹種は、高木ではネズミモチ、ムクノキ、スダジイ、クスノキなどで、中木ではハマヒサカキ、シュロ、ムクノキ、クスノキ等であった。

これらの樹木は、江戸時代以降、実生により本数を増やしてきたものと考えられ、また将来的にもその生育本数を増やしていくと考えられることから、これらの種は積極的に伐採していくことが必要である。

特に文化財への影響が懸念される樹木や安全性が懸念される樹木にこれらの樹種が該当している場合は優先的に伐採を進める必要がある。

（２）実施方針

第 3 章第 5 節の前回調査以降に増加した樹木は、実生により本数を増やしてきたものと考えられ、このまま放置すると、将来的に名古屋城の樹種構成を大きく変え、特別史跡としての風致を損なう可能性があることから、積極的に伐採を行う。対象樹種は、第 3 章第 5 節の表 3-5-1 に掲載された樹種を参照する。

ただし、適切に育成することによって、危険な場所への来場者の入り込みを抑制する等の効果が期待できる場合や、補植が必要とされる場所に生育している場合は、文化財への影響や樹種等を確認した上で、伐採せずに育成することも検討する。

第６項　市民に親しまれている樹木の管理

（１）課題

現状の調査結果から、名古屋城が都市公園や観光拠点として、市民や来場者に親しまれている植物としてのウメやサクラ類、ツバキ類、モミジ類は城内に数多くみられる。特にサクラ類は城内で最も本数の多い高木である。

一方、文化財へ影響を及ぼす可能性がある樹木や、来場者への安全性が懸念される樹木の対象木の中には、サクラ類が多い。これらは現地確認を行った上で、影響を及ぼす可能性のより高い樹木を抽出し、順次伐採する詳細な計画を立てる必要があるが、その際に、将来に向けた史跡としての景観形成や場所の景観的なバランス等を考慮して、必要な補植も併せて検討していく必要がある。

（２）実施方針

市民に親しまれているウメ、サクラ類、ツバキ類、モミジ類のうち、「文化財へ影響を及ぼす可能性がある樹木」や「来場者への安全性が懸念される樹木」に該当する樹木が確認されれば、順次伐採や剪定を行う。

ウメ、サクラ類、ツバキ類、モミジ類は、これらの四季の彩りが市民や来場者に親しまれる名古屋城の形成に寄与していることから、伐採や剪定を計画する際に、補植も併せて検討する。特に、名古屋城の特徴的な景観を形成するサクラ類の補植については、近世から植栽されていたクロマツとの景観の調和や樹勢を良好に保つことができる樹木間隔等を考慮して検討する。

補植を行う場合は、土壌改良や施肥についても併せて検討する。また、老木化している既存樹木でも樹勢回復が見込める場合は、適切な処置を行い、樹勢回復を促す。

第７項　歴史的建造物等の風致を阻害する樹木の管理

歴史的建造物等の風致を阻害する樹木は、文化財へ影響を及ぼす可能性がある樹木や来場者への安全性が懸念される樹木等、早急な対応を要する樹木の伐採や剪定等を行った後に、改めて現地で景観を確認し、必要に応じて伐採や剪定等を検討する。

剪定を要する場合は、樹木の生育状況や将来的な樹形等を考慮して、適切な剪定手法を検討する。

第８項　寄付樹木の管理

名古屋城の樹木には、市民等からの寄付によって植えられた樹木が存在する。それらの樹木を伐採する場合、寄付者が把握できる樹木については、寄付者に連絡を取った後に伐採する。

第９項「生きている文化財　なごやの名木」に記載された樹木の管理

名古屋市内の名木や巨木等を掲載した書籍「生きている文化財　なごやの名木」が昭和 59 年

（1984）に名古屋市から出版されている。築城当時から存在していた可能性のある樹木等が記載されているため、この書籍に掲載された樹木が伐採を要する場合は、検討段階で有識者や樹木医等の見解を踏まえて、適切な対応を検討する。

第 10 項　金城温古録の記録の活用方法

金城温古録の樹木の記録は、樹種名と生育場所の想定範囲に過ぎず、当時の個体は特定されていない。しかし、金城温古録に記載のある樹木は、近世の景観を偲ばせるものであることから、今後新植する場合は金城温古録に記載された樹種を参考に樹種を検討する。

第 11 項　来場者への配慮

植栽管理作業を実施する際の来場者への配慮事項を整理する。

表 6-2-2　来場者への配慮

作業前	・市民や来場者の理解を得ることを目的に、大規模に伐採や剪定、植栽を行う場合は、それらの植栽管理作業を実施する理由を含めて、事前に周知する。
作業中	・来場者の安全性を確保するため、施工範囲を明示し、立ち入り禁止エリアを作って作業を行う。必要に応じて、警備員の配置を検討する。
作業後	・伐採や剪定で発生した枝等は、廃棄処分ではなく、木材に加工して城内で有効活用することや販売すること、記念品として市民に配布すること等を検討する。

第３節　地区別計画

第１項　本丸地区

（１）特徴

本丸地区には、戦災を免れた東南隅櫓、西南隅櫓、本丸表二之門、旧二之丸東二之門（本丸東二之門跡）が現存し、再建された天守閣や復元された本丸御殿によって、往時の姿を取り戻しつつあり、現在でも名古屋城を象徴する地区である。

保存活用計画では、本丸地区の整備の考え方を以下のように示している。

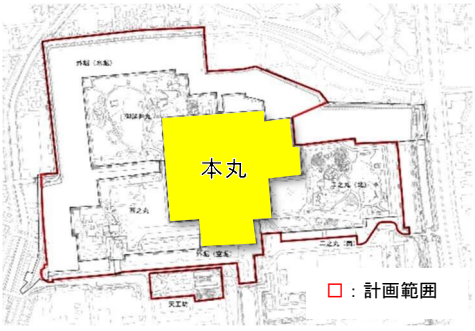

図 6-3-1　本丸地区の位置

> 戦災等により失われた建造物で、復元整備が可能なものは順次復元整備を行い、天守・御殿・櫓・門で構成された往時の姿を実感できる場とする。

高木の樹種構成をみると、クロマツ、サクラ類、モミジ類、スギ、エノキ等が多く、特にクロマツは直径の大きな樹木が多い。（第３章　図 3-1-4 参照）

（２）課題

本丸地区は名古屋城内でも植栽の数量が多い地区であり、石垣等の文化財の種類や数も多く、文化財へ影響を及ぼす可能性がある樹木や来場者への安全性が懸念される樹木が多い地区である。

これら樹木の剪定や伐採の際には、切り落とした枝や切り倒した樹木によって文化財を損傷させることがないよう、配慮が必要である。

来場者が最も多いエリアであることから、安全性に配慮し、危険木の伐採等の事業化を早急に手掛ける必要がある。

（３）実施方針

本丸地区で実施すべき主な植栽管理を以下に示す。

・石垣や歴史的建造物等へ影響を及ぼす可能性がある樹木の伐採や剪定を行う。
・安全性が懸念される樹木は、来場者の通行量が多い箇所を優先して伐採や剪定を行う。
・トイレ周囲の低木は、防犯の観点から、樹高を子どもの目線（80 ㎝）より低く抑えて維持管理を行う。
・外来種を伐採する。
・実生で増加していると考えられる樹木を伐採する。
・東南隅櫓や西南隅櫓から天守閣への見通し、天守閣から東南隅櫓や西南隅櫓への見通しを考慮した植栽管理を行う。

第２項　二之丸（北）地区

（１）特徴

二之丸（北）地区は、名勝に指定されている二之丸庭園が大半を占め、平成 25 年（2013）からは名勝指定範囲を中心に保存整備を行っている。東門や二之丸広場があり、来場者の通行が多い地区である。

保存活用計画では、二之丸（北）地区と二之丸（南）地区で共通の整備の考え方を示しており、二之丸（北）地区に含まれる計画範囲については以下のように記載している。

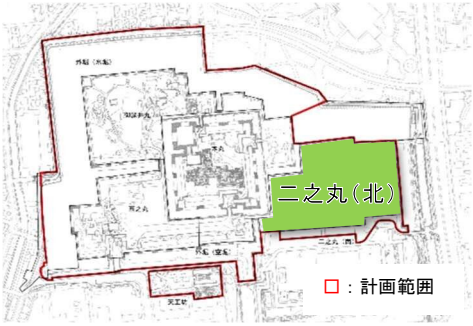

図 6-3-2　二之丸（北）地区の位置

> 愛知県体育館の特別史跡指定地外への移転を見据え、北（有料区域）及び南（無料区域）にとらわれず、二之丸庭園の保存整備を中心とし、広がりのある空間を活かしながら名勝及び特別史跡にふさわしい整備を行う。（二之丸（北）地区・二之丸（南）地区共通）
>
> ＜二之丸御殿跡・向屋敷跡＞
>
> 愛知県体育館の移転を見据え、二之丸御殿・向屋敷の復元整備や地下遺構の表示など特別史跡にふさわしい整備を行い、往時の空間を偲ぶことができる場とする。
>
> 整備にあたっては、有料区域の範囲設定の見直し（二之丸を南北に分断する土塁・フェンス等、東門券売場の移設等を含む）、金シャチ横丁整備地も踏まえた動線の計画（二之丸東門枡形跡付近の歩道幅員狭小部の改修を含む）など、総合的に検討を行う。
>
> 二之丸広場については、通常時の憩いの広場及びイベント開催時の交流の広場という現状の役割を当面は維持し必要な空間を確保するが、今後、二之丸全体の整備を検討する中で役割を再検討する。

高木の樹種構成をみると、クロマツ、サクラ類、モミジ類、イヌマキ、カシ等が多く、他の地区に比べると直径の小さな樹木の割合が多い（第 3 章　図 3-1-4 参照）が、これは最近二之丸庭園の整備が行われた影響もあると考えられる。

（２）課題

二之丸（北）地区は、第 1 節でも述べたとおり、本計画において、二之丸庭園とその周辺の石垣等は対象外である。しかし、名古屋城内でも比較的植栽の数量が多く、安全性が懸念される樹木も多い地区であり、来場者の通行も多いエリアであることから、安全性や防犯に配慮し、危険木の伐採等の事業化を早めに検討すべきである。

（３）実施方針

二之丸（北）地区で実施すべき主な植栽管理を以下に示す。

・石垣へ影響を及ぼす可能性がある樹木の伐採や剪定を行う。
・安全性が懸念される樹木は、来場者の通行量が多い、東門から本丸表二之門に向かう園路沿いや二之丸広場を優先して伐採や剪定を行う。
・二之丸広場のカイヅカイブキは、東門からの来場者や二之丸広場の利用者が多く通行することを考慮し、防犯の観点から、1 本おきに伐採あるいは、全ての樹高を半分に抑える等の管理を行う。

・実生で増加していると考えられる樹木を伐採する。
・地区内から天守閣や東南隅櫓等への見通しを考慮した植栽管理を行う。

第３項　二之丸（南）地区

（１）特徴

二之丸（南）地区は、愛知県体育館の敷地として利用されており、有料区域に含まれていない。

保存活用計画では、二之丸（北）地区と二之丸（南）地区で共通の整備の考え方を示しており、二之丸（南）地区に含まれる計画範囲については以下のように記載している。

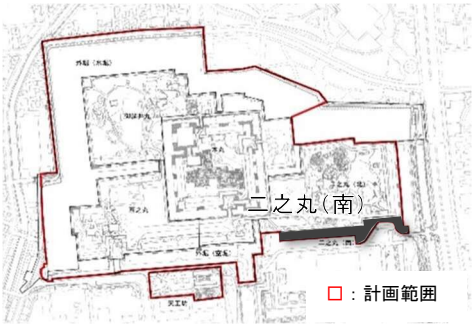

図 6-3-3　二之丸（南）地区の位置

> 愛知県体育館の特別史跡指定地外への移転を見据え、北（有料区域）及び南（無料区域）にとらわれず、二之丸庭園の保存整備を中心とし、広がりのある空間を活かしながら名勝及び特別史跡にふさわしい整備を行う。（二之丸（北）地区・二之丸（南）地区共通）
> ＜二之丸御殿跡・向屋敷跡＞
> 愛知県体育館の移転を見据え、二之丸御殿・向屋敷の復元整備や地下遺構の表示など特別史跡にふさわしい整備を行い、往時の空間を偲ぶことができる場とする。
> 整備にあたっては、有料区域の範囲設定の見直し（二之丸を南北に分断する土塁・フェンス等、東門券売場の移設等を含む）、金シャチ横丁整備地も踏まえた動線の計画（二之丸東門枡形跡付近の歩道幅員狭小部の改修を含む）など、総合的に検討を行う。

高木の樹種構成をみると、クロガネモチ、ウバメガシ、エノキ、クスノキ、シラカシ等が多く、他の地区とは樹種構成が異なる。また、他の地区に比べると直径の小さな樹木の割合が多い（第3章　図 3-1-4 参照）。特にクロガネモチの直径の小さな樹木の割合が多いことから、実生から成長している樹木が多いものと考えられる。

（２）課題

二之丸（南）地区は、対象範囲が狭く、文化財へ影響を及ぼす可能性がある樹木や安全性が懸念される樹木はそれほど多くない地区であるが、外来種のトウネズミモチがかなり大きくなっており、周囲に拡散しないよう、早めに伐採する必要がある。

（３）実施方針

二之丸（南）地区では、外来種の伐採のみを実施し、その他の樹木については、愛知県体育館移転後の跡地利用計画に合わせて植栽管理を行う。

第４項　西之丸地区

（１）特徴

西之丸地区は、正門から本丸に至るメインストリート機能、名古屋城の管理運営機能、重要文化財旧本丸御殿障壁画等の展示収蔵機能を有する地区である。正門から本丸に至る西之丸地区の東部は来場者の通行が多いが、管理施設や展示収蔵施設がある西部や北部は来場者の通行が少ない。

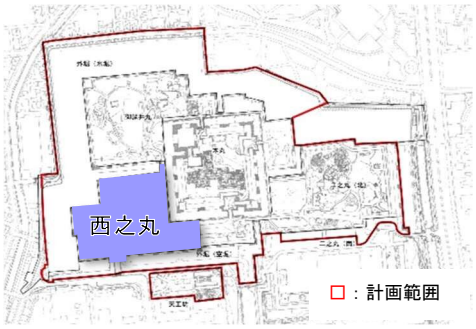

図 6-3-4　西之丸地区の位置

保存活用計画では、西之丸地区の整備の考え方を以下のように示している。

名古屋城の主要な玄関口としてインフォメーション機能を充実させるとともに、文化財の適切な保存と積極的な公開を行うために展示収蔵施設の整備を行う。

＜東部＞

インフォメーション機能を充実し、列植されたサクラ類の保護育成を行い、名古屋城の正面玄関として来場者をもてなす場とする。

＜西部＞

日常的な維持管理や施設運営の機能を担う名古屋城の管理運営の場としつつ、施設の設置は必要最低限とし、中長期的には特別史跡の保存・活用の観点から、施設の必要性や今後のあり方を検討する。

＜北部＞

重要文化財等を保存・公開する展示収蔵施設を整備し、文化財の保存・公開の場とする。

高木の樹種構成をみると、サクラ類、クロマツ、アラカシ、モミジ類、エノキ等が多く、他の地区に比べると直径の大きな樹木が多い（第３章　図 3-1-4 参照）。特に直径の大きな樹木の中ではサクラ類が占める割合が高い。

（２）課題

西之丸地区は、名古屋城内でも比較的植栽の数量が多い地区であり、石垣等の文化財の種類や数も多く、文化財へ影響を及ぼす可能性がある樹木や安全性が懸念される樹木が多い地区である。

来場者が非常に多いエリアとバックヤードエリアという利用形態の異なるエリアからなり、特に南側の石垣上は、名古屋城春まつりの桜の開花時期に限り、来場者に開放され通行ができる。来場者が非常に多い東側のエリアについては、安全性に配慮し、危険木の伐採等の事業化を早急に手掛ける必要がある。

（３）実施方針

西之丸地区で実施すべき主な植栽管理を以下に示す。

・石垣や歴史的建造物等へ影響を及ぼす可能性がある樹木の伐採や剪定を行う。
・安全性が懸念される樹木は、来場者の通行量が多い箇所を優先して伐採や剪定を行う。特に、南側の石垣上のサクラでは、来場者が樹木の下を通行するため、優先して対応する。
・外来種を伐採する。
・実生で増加していると考えられる樹木を伐採する。

・南側の石垣上の老木化したサクラは、城外からの景観や樹勢を良好に保つことができる樹木間隔等を考慮して、計画的な更新を行う。
・地区内から天守閣や西南隅櫓、正門等への見通しを考慮した植栽管理を行う。

第５項　御深井丸地区

（１）特徴

御深井丸地区は、地区全体で樹木が多い緑豊かな地区である。西北隅櫓や乃木倉庫が現存し、移築された茶席や御深井丸展示館等が建てられている。

保存活用計画では、御深井丸地区の整備の考え方を以下のように示している。

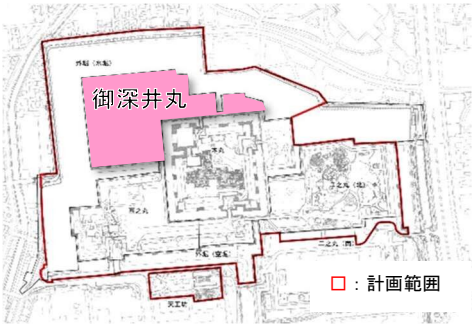

図 6-3-5　御深井丸地区の位置

緑豊かな空間や歴史的景観の眺望を保全するとともに、茶席・茶庭の閑静な雰囲気を堪能できるような整備を行う。

＜西部＞

西北隅櫓及び乃木倉庫を適切に保存し、植栽等の周辺環境を城郭にふさわしく整え、緑豊かな散策の場とする。

＜茶席群＞

茶席・茶庭の修復整備等や郷土文化等を伝える御深井丸展示館における展示を広く周知し、文化を学び、体験できる場とする。

＜塩蔵構＞

良好な眺望景観が望めるよう視点場の整備を行い、城内及び城外への歴史的景観の眺望を楽しめる場とする。

御深井丸地区は高木本数が最も多い地区であり、高木の樹種構成をみると、サクラ類、クロマツ、ネズミモチ、クスノキ、ムクノキ等が多い。サクラ類やクロマツは直径の大きい樹木が多く、ネズミモチやムクノキは直径の小さいものが多い（第 3 章　図 3-1-4 参照）ことから、サクラ類やクロマツの老化による枯損等が懸念されるとともに、実生から成長した樹木が増加していることが懸念される。

（２）課題

御深井丸地区は名古屋城内で最も植栽の数量が多い地区であり、石垣の距離が長いことから、文化財へ影響を及ぼす可能性がある樹木や安全性が懸念される樹木が多い地区であり、外来種や実生で増えている植物も多いため、対処すべき樹木の本数が最も多いと想定されるが、一度に事業化を進めるには樹木本数が多すぎることが懸念される。

主動線からは外れている場所も多く、一般に供用していないエリアもあるので、来場者の利用状況を鑑みながら、地区内を分割して事業化の検討を行うことも想定される。

（３）実施方針

御深井丸地区で実施すべき主な植栽管理を以下に示す。

・石垣や歴史的建造物等へ影響を及ぼす可能性がある樹木の伐採や剪定を行う。
・安全性が懸念される樹木は、来場者が通行する園路付近を優先して伐採や剪定を行う。
・外来種を伐採する。
・実生で増加していると考えられる樹木を伐採する。
・地区内から天守閣や西北隅櫓、乃木倉庫への見通し、水堀沿いの歩道から天守閣や西北隅櫓への見通しを考慮した植栽管理を行う。
・今後、舟運事業が予定されていることから、石垣上の樹木は、水堀からの景観も考慮して植栽管理を行う。

第６項　外堀（空堀）地区

（１）特徴

外堀（空堀）地区には、本丸・二之丸・西之丸と三之丸を隔てる空堀と空堀の石垣、城外側の植栽が含まれている。

保存活用計画では、外堀（空堀）地区の整備の考え方を以下のように示している。

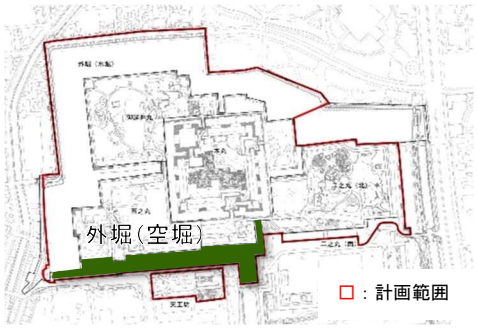

図 6-3-6　外堀（空堀）地区の位置

城郭の縄張を区画する要素である石垣や堀を顕在化させることにより、城跡の存在を感じられる場とする。

高木の樹種構成はサクラ類、エノキ、クロマツ、クスノキ、クロガネモチ等であり、サクラ類の本数がほとんどを占める。高木の直径は他地区より大きいものが多く（第３章　図 3-1-4 参照）、特にサクラ類は老化による枯損・半枯れ状態が目立っている。

（２）課題

外堀（空堀）地区の植栽はほとんどが高木のサクラ類であり、胸高直径の大きい、樹齢を重ねた樹木が多いため、来場者への安全性が懸念される樹木が多い地区である。

名古屋城正門に通じ、正門前駐車場、バス停、タクシー乗り場、金シャチ横丁義直ゾーンに接する地区であることから、安全性が懸念される樹木については、特に危険性の高いものを抽出し、事業化の検討を行うことが必要である。サクラ類の伐採後には、補植を行い、計画的な更新を図っていく必要がある。

（３）実施方針

外堀（空堀）地区で実施すべき主な植栽管理を以下に示す。

・石垣へ影響を及ぼす可能性がある樹木の伐採や剪定を行う。
・来場者の安全性が懸念される樹木は、通行量が多い空堀南側の歩道沿いを優先して伐採や剪定を行う。

・実生で増加していると考えられる樹木を伐採する。
・老木化したサクラは、城跡の存在を感じられる石垣や堀への景観や、樹勢を良好に保つことができる樹木間隔等を考慮して、計画的な更新を行う。
・地区内から天守閣や石垣、堀への見通しを考慮した植栽管理を行う。

第７項　外堀（水堀）地区

（１）特徴

外堀（水堀）地区は、名古屋城の北西を取り囲む水堀であり、現在見られる堀（水堀）は、ほぼ築城当時の姿のまま残っている。

保存活用計画では、外堀（水堀）地区の整備の考え方を以下のように示している。

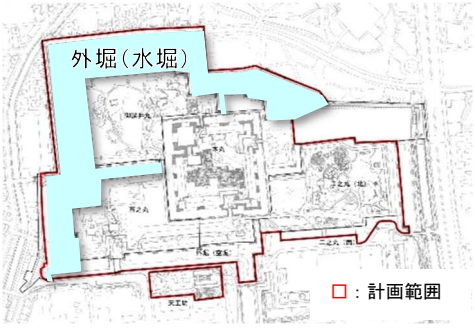

図 6-3-7　外堀（水堀）地区の位置

水質や水辺環境の保全を行い、水堀・石垣・建造物等からなる城郭の風情を感じられる場とする。

当地区は他地区に比べると、高木の本数が少ない。高木の本数が多い順にヤナギ、アキニレ、クロマツ、エノキ、クロガネモチ等であり、高木の直径はヤナギを中心とした比較的小さいものと、クロマツ等直径が大きく（第３章　図 3-1-4 参照）、老化がみられる樹木とがみられる。

（２）課題

外堀（水堀）地区の植栽は、ほとんどは高木と低木の寄植えであり、高木は 14 本とあまり植栽が多くない。ただし、寄植えには外来種が多いため、計画的に伐採して在来種への入れ替え等を検討する必要がある。

（３）実施方針

外堀（水堀）地区で実施すべき主な植栽管理を以下に示す。
・石垣へ影響を及ぼす可能性がある樹木の伐採や剪定を行う。
・来場者への安全性が懸念される樹木の伐採や剪定を行う。
・水堀沿いの歩道のアベリアの生垣は、外来種として計画的に伐採し、在来種への入れ替えを検討する。
・水堀沿いの歩道から天守閣や西北隅櫓への見通しを考慮し、御深井丸地区の植栽管理を行う。

第８項　天王坊地区

（１）特徴

天王坊地区は、地元の飲食店や名古屋名物等を扱う物販店が立ち並ぶ商業施設「金シャチ横丁義直ゾーン」として利用されており、地元大学や企業等とのコラボ企画や季節イベント等も開催され、賑わいを見せている。

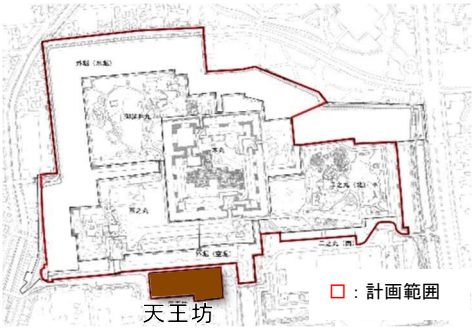

図 6-3-8　天王坊地区の位置

高木の樹種構成はツバキ類、モチノキ、ムクノキ、アカメガシワ、クスノキ等であり、高木の直径は小さなものが多い（第３章　図 3-1-4 参照）。店舗等施設の周辺はムクノキやクスノキ、ケヤキの大径木がみられるが、南側の自然林が残っているエリアではツバキ、ムクノキ、アカメガシワ等の実生から成長した樹木も含めて直径の小さな樹木が多く、ヤブ状態となっている。

（２）課題

天王坊地区は、計画対象範囲が狭く、そのほとんどは金シャチ横丁義直ゾーンとして供用されており、入り口部のケヤキやムクノキ等を除けば、胸高直径の小さなツバキ類やモチノキ等の割合が多い地区である。

計画対象範囲では安全性が懸念される樹木を対象に、事業化の検討を行うことが必要である。

なお、天王坊地区の南側計画対象範囲には、「生態系被害防止外来種リスト」掲載種のトウネズミモチの高木、中木が多いため、できるだけ早いうちにトウネズミモチだけでも伐採・除去することも重要である。

（３）実施方針

天王坊地区では、令和 8 年度(2026)に芝居小屋風の休憩所が建設される予定であり、計画対象範囲の南側の隣接地では、金シャチ横丁（義直ゾーン）を拡張し、博物館ゾーンとして整備する計画があるため、これらの計画に合わせて植栽管理を行う。

第４節　文化財保護法に基づく現状変更等の取扱い

文化財保護法第 125 条第 1 項により「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」と規定されている。これらの行為に関し、保存活用計画では、特別史跡指定地全体の現状変更等の取扱方針及び取扱基準を定めている。

保存活用計画に記載された、特別史跡指定地全体の現状変更等の取扱いに関する内容のうち、植栽管理に関する内容を抜粋して掲載する。

第１項　現状変更等の取扱方針

特別史跡名古屋城跡の本質的価値を損なうことなく後世に継承するため、現状変更等の取扱方針として、特別史跡の保存･公開･活用を目的とする行為以外は原則として認めないこととする。

第２項　現状変更等の取扱基準

現状変更等の取扱方針に基づき、特別史跡指定地内において想定される様々な現状変更等について、具体的な取扱基準を定める。

（１）現状変更等の行為

特別史跡名古屋城跡で想定される現状変更等の行為は、以下のとおりである。

ア　発掘調査等及び調査成果に基づく保存・活用のための整備
イ　道路・橋梁の管理のための修繕・改修工事
ウ　公園施設などの管理のための修繕・改修工事
エ　建築物・構造物の新築、増築、改築、移転または除却
オ　工作物・土木構造物の新築、増築、改築、移転または除却
カ　造成（土地の掘削、盛土、切土）や水面埋立てなどの地形の変更
キ　木竹の伐採、植樹
ク　地下埋設物の設置、改修
ケ　建築物・工作物などの意匠・色彩変更
コ　その他特別史跡の保存に影響を及ぼす行為

（２）現状変更等が認められない行為

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準に基づき、下記の行為については現状変更等は認められない。

ア　本計画に定める基準に反する場合
イ　特別史跡の滅失、毀損または衰亡のおそれがある場合
ウ　特別史跡の景観または価値を著しく減じると認められる場合

（３）現状変更等の取扱い

ア　許可を要しない行為

文化財保護法第 125 条のただし書きでは、「現状変更については維持の措置又は非常災害のた

めに必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない」とあり、当該条文に基づき、以下の行為については許可を要しない。

「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」とは、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない維持管理行為とし、具体的な事例を併せて示す。

（ア）石垣・堀・土塁の維持管理行為

・石垣面の清掃（石垣間及び表面に繁茂した草本類の除去、枯損木・倒木・落枝処理、支障木剪定）

・土塁法面の清掃、植栽の日常的な手入れ（枯損木・倒木の処理、支障枝剪定、草刈など）

（イ）公園としての維持管理行為

・植栽の日常的な手入れ（枯損木・倒木の処理、支障枝剪定、添え木などの設置、病虫害防除、草刈など）

イ　市教育委員会が行う現状変更等に係る許可等

文化財保護法第 125 条の規定による現状変更等の許可が必要な行為のうち、次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、文化財保護法第 184 条の規定に基づく文化財保護法施行令第 5 条第 4 項及び法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準に以下のとおり規定されており、現状変更等の許可（許可の取消し及び停止命令を含む。）を市の教育委員会が行う。

（ア）工作物（建築物を除く。以下この（ア）において同じ。）の設置若しくは改修（改修にあっては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

※工作物には以下のものを含む。

・小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀

（イ）木竹の伐採

※「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

※「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

※文化財保護法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合には許可を要しない。

ウ　文化庁長官が行う現状変更等の許可等

（1）に示した現状変更等の行為のうち、（3）-ア及びイに示した行為以外については、文化庁長官の許可が必要である。

（４）現状変更等の取扱基準

特別史跡指定地内には、道路、橋梁などの公益上必要な施設や史跡の利活用に有効な施設・便益施設、管理上必要な建築物・工作物・地下埋設物など様々な施設が存在している。また、堀の

水辺や城内に生息する植物など、自然景観を形成する多くの要素が備わっている。特別史跡としての本質的価値の保存を前提とした上で、これらの機能の維持に配慮し、現状変更等の取扱基準を定めるものとする。

この取扱基準は、(1) に示した現状変更等の内容ごとに定め、特別史跡指定地全体の共通事項として取り扱うものとする。

ア　木竹の抜根、植樹

木竹の抜根については、樹木等が遺構の保存に悪影響を及している場合、安全性が懸念される場合については認めるものとする。新たな植樹については、特別史跡の保護や景観の保全に影響を及ぼさないことを前提として、城郭としての風格形成及び四季を彩り特徴的な景観形成に資する樹木の更新・補植を除き、原則として認めない。

イ　その他特別史跡の保存に影響を及ぼす行為

その他特別史跡の保存に影響を及ぼす行為は、案件ごとに個別に判断する。

（５）未告示区域の現状変更等の取扱い

昭和 52 年（1977）に文化財保護審議会から特別史跡に指定すべき箇所として答申された二之丸と三之丸北東土塁の未告示区域については、特別史跡の本質的価値を構成する諸要素が存在していることを踏まえ、文化財保護法 125 条に準じて、特別史跡指定地内の取扱基準を適用するものとする。

（６）現状変更等の実施における留意事項

ア　現状変更等を行う場合は、文化庁、市教育委員会等の関係機関と協議するとともに、全体整備検討会議における指導・助言を適宜得るものとする。

イ　現状変更等を行う範囲は、風致景観及び遺構保護の観点から、必要最小限とする。

ウ　修復整備や構造確認のための発掘調査を行う場合は、必要最小限に留めるものとする。

エ　現状変更等を行う場合は、必ずその行為の実施前後及び経過の記録を残すものとする。

第５節　都市計画法に基づく規制等の取扱い

第１項　風致地区の取扱い

計画範囲全域は、第１種風致地区に定められている。

風致区内で「木竹の伐採」を行う場合は、名古屋市長（担当は、緑政土木局緑地部緑地維持課）の許可を受ける必要があるが、名古屋市が行う行為については、許可ではなく協議が必要となる。

「風致地区内建築等許可申請のてびき」のうち、植栽管理に関する内容を以下に抜粋する。

１　許可等が必要な行為

風致地区内の規制は、都市計画法に基づく「名古屋市風致地区内建築等規制条例」(昭和 45 年 6 月 14 日施行、以下、条例とする)で規定されています。風致地区内では、風致の維持に影響を及ぼす次の行為を行う場合は、市長の許可が必要です。

許可が必要な行為

５　木竹の伐採

・国、県若しくは本市の機関又は独立行政法人等が行う行為については、許可ではなく協議になります。

２　規制の内容

５　木竹の伐採

行為に伴う木竹の伐採は必要最小限にし、極力敷地内に移植してください。

樹林地の開発に際しては、風致を維持するため現況の樹林の一部を保存するようにしてください。

◆木竹面積（保存する樹林地を含む）が５００㎡を超える場合は、木竹面積全体の２割以上を行為完了から５年以上現況保存してください。

※現況保存する樹林地とは、植栽基盤の基準をみたすものになります。

◆緑地率等の緑化規制は、「１　建築物の建築」の規制内容と同じになります。

※木竹を移植する場合も、伐採として扱います

第６節　都市緑地法に基づく規制等の取扱い

第１項　特別緑地保全地区の取扱い

計画範囲のうち、二之丸（北）地区、二之丸（南）地区、天王坊地区を除く範囲は、特別緑地保全地区に定められている。

特別緑地保全地区内で「木竹の伐採」を行う場合は、行為許可の申請を行い、名古屋市長の許可を受ける必要があるが、地方公共団体が行う行為については、あらかじめ名古屋市長（担当は、緑政土木局緑地部緑地維持課）に協議することで、行為許可を受ける必要はない。

「特別緑地保全地区行為許可申請の手引き」のうち、植栽管理に関する内容を以下に抜粋する。

２　特別緑地保全地区内における行為の制限

▽特別緑地保全地区内において次にあげる行為を行う場合は、行為許可の申請を行い、名古屋市長の許可を受ける必要があります。

③ 木竹の伐採

３ 行為許可の基準

▽ 特別緑地保全地区は緑地の現状凍結的な保全が原則となっています。

▽ 緑地の保全に支障があると認めるときは許可されないことがあります。また、緑地の保全を図るため、許可に期限その他の条件を附することがあります。

▽ 行為の許可を受けるには、次にあげる行為許可の基準に適合していることが必要です。

（７）宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

ア 土石の採取または鉱物の掘採

① 採取または掘採の方法が、露天掘りでなく、採取または掘採を行う土地及びその周辺の土地の区域における緑地の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ その他の土地の形質の変更

① 次のいずれかに該当し、かつ変更後の地貌が、変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における緑地の状況と著しく不調和とならないこと。

・ 前項までの建築物その他の工作物の新築、改築または増築を行うために必要最小限度の規模の土地の形質の変更

・ 農地または採草放牧地に接する土地の開墾

・ 建築物の存する敷地内で行う土地の形質の変更

（８）木竹の伐採

① 次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における緑地の状況を損なうおそれが少ないこと。

・ 森林の択伐

・ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐で伐採区域の面積が１ヘクタール以下のもの

・（７）の土地の形質の変更のために必要最小限度の木竹の伐採で、森林である土地の区域において行うもの

・ 森林である土地の区域外における木竹の伐採

５　行為許可の適用除外

▽次に揚げる行為については許可を受ける必要がありませんが、協議、通知または届出を行う必要があります。

（１）国または地方公共団体が行う行為については、あらかじめ名古屋市長に協議する必要があります。

第７章　植栽管理の進め方と体制

第１節　植栽管理の進め方

第１項　日常管理

（１）内容

本計画では、現在に実施している除草と低木刈込を基本とした植栽管理を「日常管理」として今後も継続するが、日常管理の内容や手法等については見直しを行い、適宜更新していくこととする。

安全性が懸念される樹木等は、早期に発見して対応する必要があることから、日常的な巡視を通じて、植栽の現況や変化を常に把握する。

巡視により、来場者の安全性等の観点から、伐採や剪定等の緊急的な対応を要する樹木が確認された場合は、日常管理として速やかに対応する。その際には、必要に応じて安全対策を講じるとともに、現状変更許可申請が必要な場合は、申請手続きを取り、許可が下り次第、速やかに対応する。

表 7-1-1　日常管理の植栽管理内容

現状変更手続き	植栽管理内容
不要	・除草、清掃 ・低木刈込、剪定 ・中木刈込、剪定 ・高木の枝剪定（通常の維持管理の範疇に含まれるもの） ・巡視　等
要	・来場者の安全性等の観点から、緊急性を要する樹木の伐採 ・枯死木の伐採

第２項　特別管理

（１）内容

文化財へ影響を及ぼす可能性ある樹木や来場者の安全性が懸念される樹木等、日常管理で対応できない高木等の伐採や剪定等を実施する場合は、別途事業として実施する必要がある。本計画では、日常管理の中で実施できない樹木管理を「特別管理」として扱う。

表 7-1-2　特別管理の植栽管理内容

現状変更手続き	植栽管理内容
不要	・大型化した低木の刈込、剪定
要	・文化財へ影響を及ぼす可能性のある樹木 ・安全性が懸念される樹木 ・外来種 ・実生で増加していると考えられる樹木 ・市民に親しまれている樹木 ・歴史的建造物等への見通しを阻害する樹木　　等の伐採・剪定・植栽

（２）実施範囲の基本的な考え方

特別管理での伐採や剪定等の実施においては、計画範囲が広く、範囲全域の植栽を一度に対処することが困難である。そのため、特別管理を実施する際は、第 6 章第 2 節の共通項目に示す内容を基本として現地確認を行い、最も優先して現状を改善すべき範囲から段階的に着手する。

植栽管理の実施範囲は、保存活用計画で定められた地区区分を基準とするが、必要に応じて複数の地区にまたがること、地区を細分化することも含めて、柔軟に判断する。

第３項　日常管理と特別管理の関係と進め方

継続的な植栽管理を実施するため、名古屋城の植栽管理は、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）の PDCA サイクルで運用する。

現在名古屋城総合事務所が実施している日常管理は、植栽管理内容や手法等の見直しを行いつつも、従来通りに継続する。特別管理は、従来の日常管理で実施できない植栽管理を扱い、第 7 章第 2 節に後述する新たな植栽管理体制（以下、「実施検討チーム」という。）で検討、実施する。ただし、日常管理の評価（Check）と改善（Action）においては、特別管理と同様に新たな実施検討チームで実施し、それらの内容を日常管理の計画（Plan）に反映することとする。

計画（Plan）では、名古屋城総合事務所が実施検討チームの有識者等に相談し、特別管理の実施範囲を設定する。実施検討チームは、実施範囲の中で伐採や剪定等を行う樹木の選定、文化財保護を念頭に置いた伐採や剪定等の手法の検討を行う。これらに基づき、名古屋城総合事務所は特別管理で実施する植栽管理の計画案を作成し、全体整備検討会議で意見を伺う。日常管理としては、除草や剪定等の計画、巡視（見回り）を行う。

実施（Do）では、計画案をもとに、名古屋城総合事務所は必要に応じて現状変更許可等の各種申請手続きを行い、入札により施工業者を選定する。施工業者は施工条件に基づいて伐採・剪定等の施工を行う。施工の際は、施工業者と監督者の名古屋城総合事務所は日本庭園や社寺の植栽管理の専門知識と剪定技術の実務経験を有する者から指導を受けることとする。日常管理としては、計画（Plan）の段階で作成した除草や剪定等の計画をもとに、受託業者が施工し、本市がその監督を行う。

評価（Check）では、実施検討チームが施工業者の実施（Do）した特別管理の伐採・剪定等で形成された風致や方法の評価、新たな対策を要する樹木の把握、計画したものの未着手となった樹木の把握を、翌年度以降に行う。特別管理として実施した樹木の管理が有効であると判断された場合は日常管理に移行し、継続的に管理を行う。併せて、日常管理として実施した内容についても、新たな対策を要する樹木の把握を行う。日常管理として実施する内容は、植栽の状況や変化に応じて、数年に一度を目安に特別管理に移行し、日常管理の中で実施できない伐採や剪定等を実施する。

改善（Action）では、実施検討チームが評価（Check）の結果をもとに、管理者である名古屋城総合事務所に特別管理と日常管理それぞれにおいて、計画の見直しや施工改善の助言を行う。必要に応じて、新たな対策も検討し、次の計画（Plan）に繋げる。

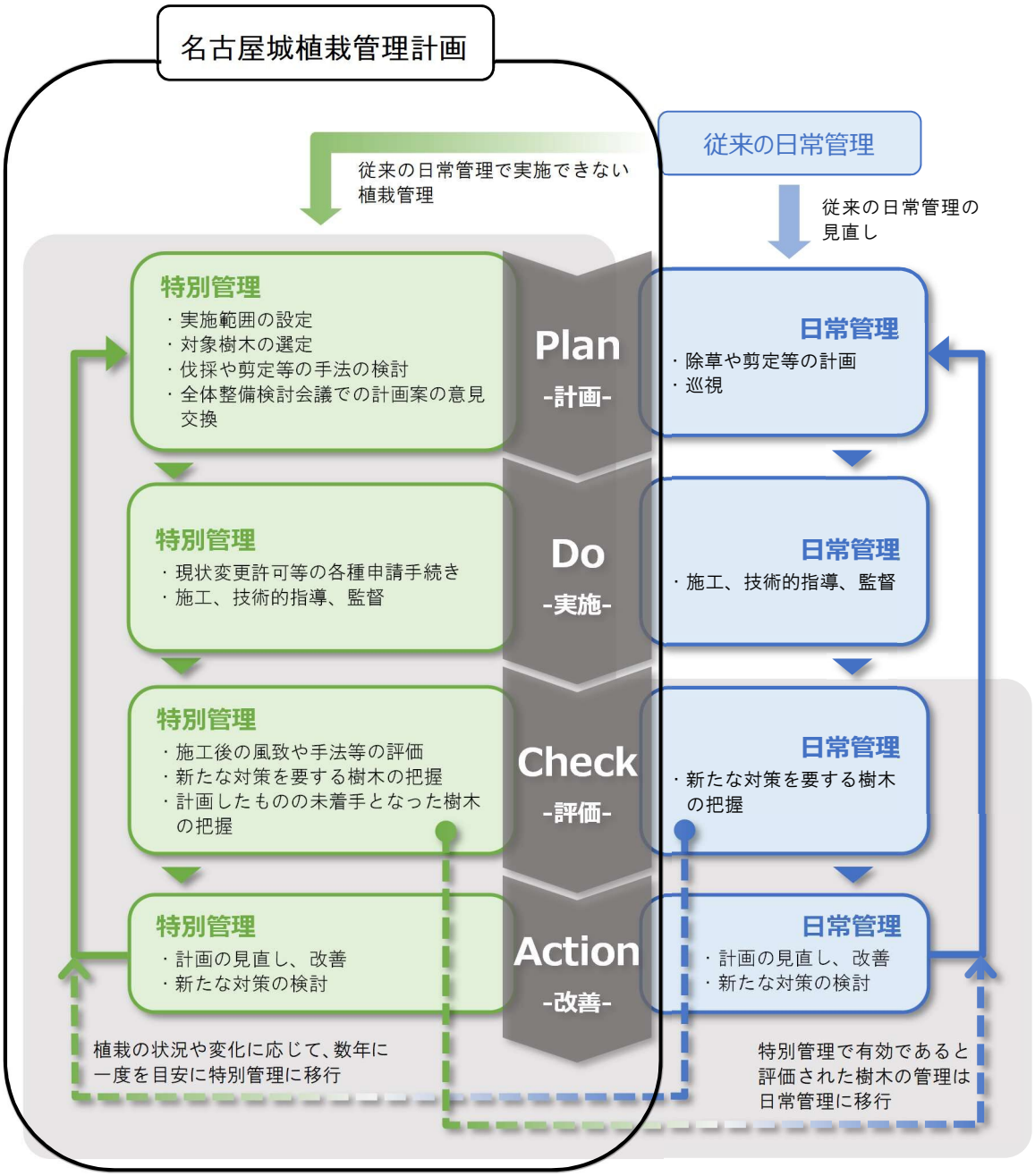

【凡例】　新たな植栽管理体制（実施検討チーム）による植栽管理

図 7-1-1　日常管理と特別管理の関係と進め方

第２節　植栽管理の体制

現在の植栽管理の体制における問題点の解決策として、以下の方針を示す。

・植栽管理を検討するための組織を設置する。
・維持管理担当と整備担当の 2 つの部署が情報共有できる場をつくる。
・名古屋城総合事務所の担当者は複数名配置し、人事異動等で担当者全員が同時期に入れ替わることを避ける。
・施工業者に技術的指導を行う仕組みをつくる。

植栽管理を進めるにあたり、名古屋城総合事務所（学芸員を含む）、有識者、樹木医、造園技術者、検討補助者で構成される「実施検討チーム」を設置する。本計画に基づき、実施検討チームが特別管理の対象樹木の選定、伐採や剪定等の手法の検討、施工の結果形成された風致や施工状況の評価等を行うこととする。

実施検討チームは、名古屋城総合事務所の植栽管理に関わる 2 つの部署が情報共有できる場とし、両部署が共通認識を持って全体の取りまとめを行うことで、円滑に植栽管理事業を進める。

また、実施検討チームを構成する造園技術者は、日本庭園や社寺の樹木剪定技術等の専門知識と実務経験を有する者とし、造園技術者が施工業者と名古屋城総合事務所に技術的指導を行うことで、施工の品質の維持向上を図るとともに、名古屋城の植栽を管理できる作業員の育成と技術向上を目指す。

特別管理に着手する際は、初めに、名古屋城総合事務所が実施検討チームの有識者等に相談しながら植栽管理を実施する範囲を設定する。選定した実施範囲で行う植栽管理の対象樹木や将来の管理手法を実施検討チームで検討、計画案を作成して、全体整備検討会議で意見をいただいた上で施工する。施工時は、造園技術者と有識者が管理者である名古屋城総合事務所と施工業者に技術的指導を行う。施工後は、実施検討チームが形成された風致や施工方法等の評価を行い、必要に応じて計画の見直しや新たな対策を検討して、次の植栽管理に活かす。なお、事業を委託する施工業者には、実施検討チームからの技術的指導に従って施工することを予め条件として提示する。

表 7-2-1　植栽管理の実施における関係者・役割・作業内容

関係者		役割	作業内容			
			Plan	Do	Check	Action
実施検討チーム	名古屋城総合事務所(学芸員を含む)	全体の取りまとめ	・実施範囲の設定	・発注準備 ・現状変更許可等の各種申請手続き	-	-
		植栽管理の検討（学芸員は文化財保護の観点から植栽管理を検討）	・対象樹木の選定 ・伐採や剪定等の方法の検討	-	・形成された風致、施工状況や方法等の評価 ・新たな対策を要する樹木の把握 ・計画したものの未着手となった樹木の把握	・計画の見直し、改善 ・新たな対策の検討
	有識者	史跡における植栽の総合的な観点から植栽管理を検討		・技術的指導		
	樹木医	樹木の生態的観点から植栽管理を検討		-		
	造園技術者	施工の観点から植栽管理を検討		・技術的指導		
	検討補助者	植栽管理の検討補助		-		
全体整備検討会議		検討チームが作成した植栽管理内容に意見する	・計画案に意見	-	-	-
施工業者		検討チームの指導を受けつつ伐採・剪定等を実施	-	・施工	-	-

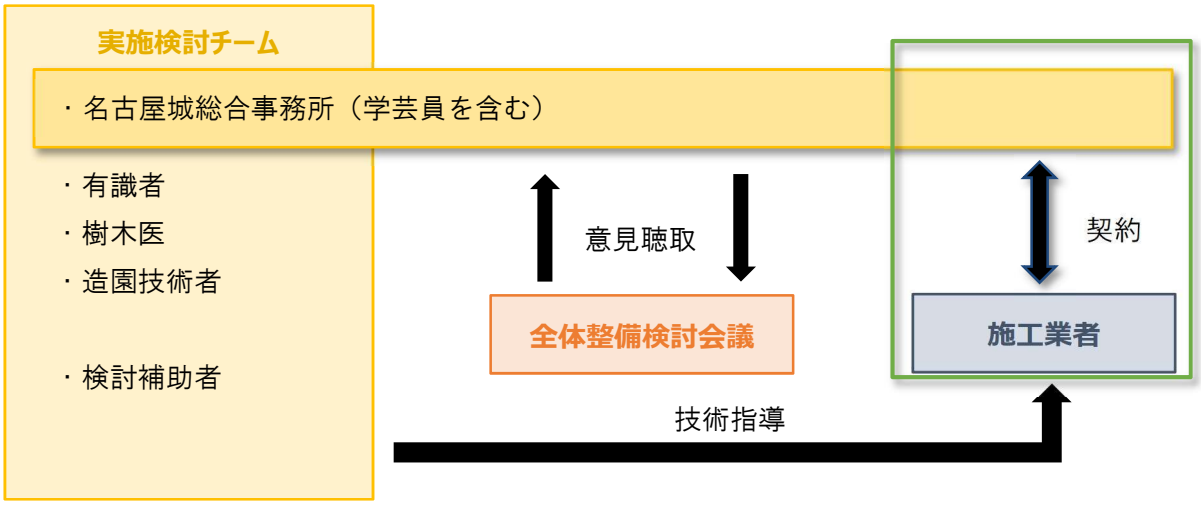

図 7-2-1　植栽管理計画の実施体制

第３節　特別管理の実施スケジュール

計画対象範囲を５つに区分し、1 つの実施範囲における特別管理が 3 段階（PDCA サイクルを 3 巡繰り返すこと）で完了すると想定した場合、計画対象範囲全体の特別管理は、図 7-3-1 のような流れで進む。

初めに着手する実施範囲Ａの 2 段階目と同時に、2 つ目の実施範囲Ｂの 1 段階目が始まり、実施範囲Ａの 3 段階目と実施範囲Ｂの 2 段階目と同時に、3 つ目の実施範囲Ｃの 1 段階目が始まるように、複数の実施範囲の異なる段階の特別管理が同時に進む形になる。

特別管理は、実施範囲を選定して段階的に着手し、概ね 10 年で計画範囲全域を一巡することが望ましい。

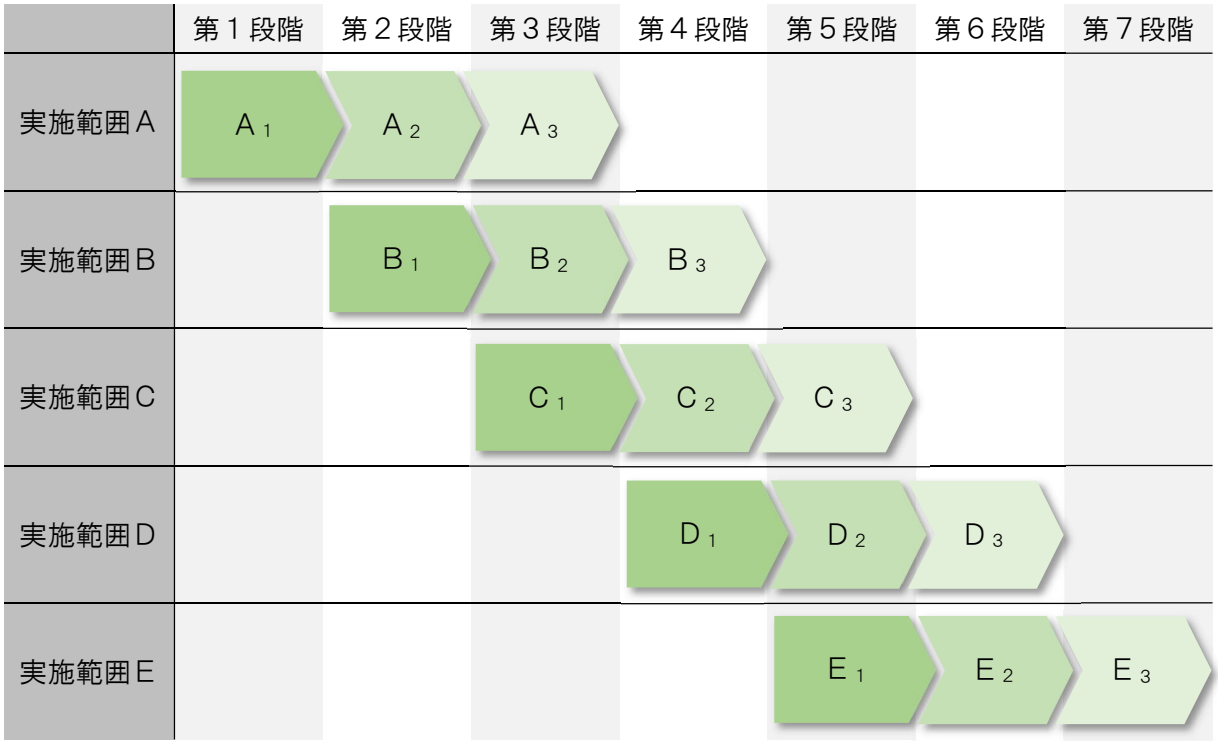

※実施範囲Ａ～Ｅの想定
実施範囲Ａ：御深井丸西部地区
実施範囲Ｂ：御深井丸茶席群地区
実施範囲Ｃ：本丸地区
実施範囲Ｄ：西之丸地区
実施範囲Ｅ：実施範囲Ａ～Ｄ以外の計画対象範囲

図 7-3-1　特別管理の実施スケジュールイメージ

第８章 名古屋城総合事務所以外の管理区分

本計画では、特別史跡指定範囲も計画的な植栽管理を行う必要があると考える。そのため、名古屋市緑政土木局の管理区分を計画対象範囲に含み、緑政土木局と調整を行い、取り組んでいく。

また、名古屋市以外の管理区分については、各管理者に本計画の進捗管理などの情報提供を行うとともに、協力を求めていく。

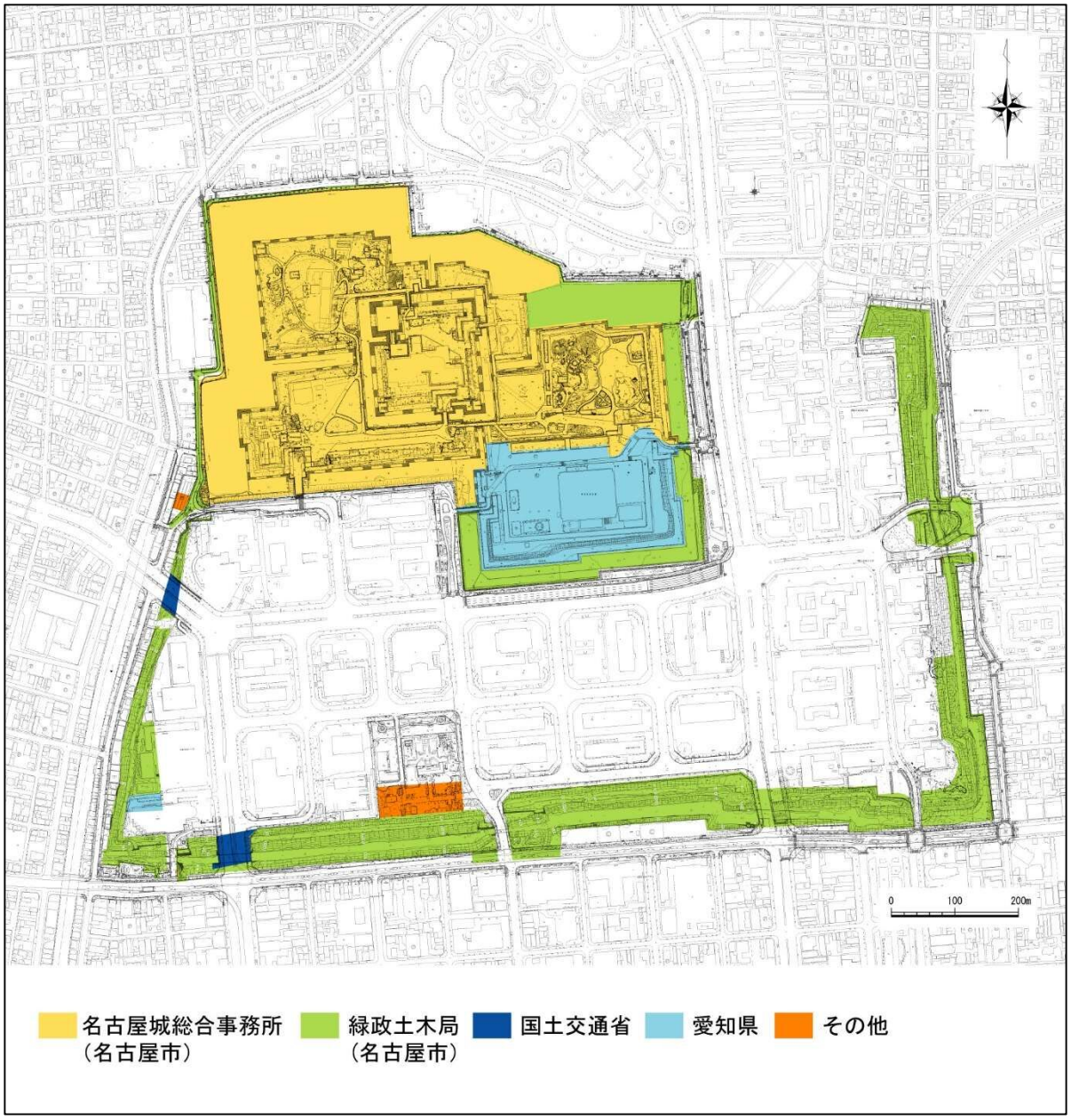

図８　特別史跡指定地の管理区分

用語の定義

用語	定義	使用ページ
老木化	植栽後 40 年以上経過した樹木。	P1，34～35，42，48，50
巨大化	樹高が 15m以上で高所作業車での点検や管理が困難になっている傾向にある意。	P1
実生木	種子から芽を出して生長した樹木。	P1，32，34，40
玉物	全形をほぼ球形に刈り込む低木	P4, 8, 15, 17, 23，24，27，33，35
寄植え	同種の樹木の株元を近接させて植えたもの。	P4, 8, 15, 17, 23，24，27，35，41，50
生垣	生きた植物を植えて境界にしたもの。	P4, 8, 15, 17, 23，24，27，32，33，35，41，50
胸高直径	基準の高さ（地上 1.2m）で測定した樹木の直径。	P6，9～11，49，51
胸高直径階分布	樹木の胸高直径を測定し、階層ごと（本調査では 5 ㎝単位）の本数を把握したもの。本計画では地区内の樹木の大きさ等の概要を把握するためにグラフ化した。	P6，9～11
枯損木	ほぼ立枯れ状態の樹木。	P15～18，34～36，40，53
半枯れ木	高木、中木の場合は、完全に枯れてはいないが、枯れの部分が大きいものやキノコの発生が多い等、枯れ木に近い状態の樹木。低木の場合は、植栽の抜け及び枯れの状態が目立つもの（おおよそ植栽の 20%以上）。	P15～18，34～36，40
不陸（ふりく）	園路の不陸として使用しており、園路がでこぼこしている状態を示す。	P19～21, 40, 41
金城温古録	江戸時代後期に編纂された名古屋城の諸施設や植生、城内の規制や慣習、手続きなど、有形無形の事柄を詳細にまとめた記録。	P28～30，43
日常管理	毎年実施する、除草と低木刈込を基本とした植栽管理。現状変更手続きが不要な行為を基本とするが、緊急的な対応を要する場合は、現状変更手続きを要する行為でも日常管理として扱う。	P32, 34～36, 39，40，58～60
現状変更	文化財や史跡、天然記念物の指定時点でのありように、直接的でかつ物理的に変更を加えること。	P32, 52～54, 60，62

用語	定義	使用ページ
刈込	主に大きな樹木や低木、生垣を刈り込んで形や高さを整える作業のこと。	P32～35, 37, 39，58
剪定	不要な枝や葉を切る作業のこと。樹木の成長や形を調整して、樹木を健全にかつ美観を維持する。	P32～37，39～45, 47, 49, 50，53，58, 59，61，62
補植	植えられた樹木が枯れて空地となった箇所に、樹木を再度植えること。	P35，39，40, 42，49，54
切り戻し剪定	枝を途中で切る作業で、伸びすぎた枝を切りつめて形を整え、新梢を出させる剪定の方法。	P35，39～41
土壌改良	土壌の物理的、化学的、生物的条件を農産物等の生産性を高めるために、資材をその土地に投入し水はけや通気性の改善のほか肥沃すること。	P35，40，42
文化財保護法	文化財の保存・活用を図り、国民の文化向上に資することを目的とした法律。	P52～54
都市計画法	やみくもな開発を防ぐために定めたまちづくりのルール。地方公共団体が、地域の実情に応じて様々なメニューの中からその区域にふさわしいものを指定し、適切な土地利用に誘導していく。	P55
風致地区	都市計画で定める地域地区の一つ。都市における良好な自然的景観を維持するために、特に必要な区域に指定されている。	P55
都市緑地法	良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律。	P56
特別緑地保全地区	都市緑地法に定められた制度で、良好な自然的環境を形成している都市内の樹林地や草地、水辺地などを指定し、建築行為や樹木の伐採などを制限することによって現状凍結的に緑地を保全し、都市における貴重な緑を将来に引き継いでいこうとするもの。 樹林地などの土地所有者から指定の同意を受けた上で、都市計画における地域地区として指定している。	P56
特別管理	高木等の伐採や剪定等、現状変更手続きを要し、日常管理での対応が困難な植栽管理。	P58～61，63
樹木医	樹木の保護・育成・管理を、その知識の普及・指導や落枝や倒木による人的・物的被害の抑制などを行う専門家で、一般財団法人日本緑化センターの主催する樹木医資格審査に合格し登録している者。	P40，43，61，62